

弘前商工会議所
会頭 永澤 弘夫 様

平成28年度重点要望事項に対する回答書

弘 前 市

要望事項49項目(昨年度48項目) うち新規24項目 うち継続25項目

NO.	新規・継続 の別	重点要望事項	弘前市主管部課	ページ
「ひとづくり」				
子育て				
1	新規	妊産婦本人等に対する支援について	健康福祉部 子育て支援課 健康づくり推進課	1
2	新規	通院医療費無料化の対象範囲拡大について	健康福祉部 子育て支援課	2
3	新規	地域における保育施設の確保やその充実について	健康福祉部 子育て支援課	3
こどもの学び				
4	新規	友好都市間での修学旅行連携促進について	市民文化スポーツ部 文化スポーツ振興課 教育委員会 学校指導課	4
5	新規	小学校での外国語教育について	教育委員会 学校指導課	5
多様な学び				
6	継続	弘前先人記念館の設置について	市民文化スポーツ部 文化スポーツ振興課 教育委員会 郷土文学館 教育委員会 学校指導課	6
7	新規	青少年のスポーツ育成強化等について	市民文化スポーツ部 文化スポーツ振興課	7
「くらしづくり」				
健康				
8	継続	健幸ひろさきマイレージ制度の利用促進等について	健康福祉部 健康づくり推進課	9
9	新規	受動喫煙防止に係る環境整備について	健康福祉部 健康づくり推進課 都市環境部 公園緑地課	10
福祉				
安全・安心				
10	新規	国土強靱化基本法に基づく自然災害に対する防災・減災のための社会資本整備の促進について	経営戦略部 防災安全課	11
11	新規	防犯対策について	市民文化スポーツ部 市民協働政策課	12
「まちづくり」				
雪対策				
12	継続	冬季間における快適な生活と安定した交通の確保について	建設部 道路維持課	13
都市環境				
13	継続	市街化調整区域の柔軟な対応について	建設部 建築指導課	14

14	新規	ICTを活用した地方創生弘前型モデルの構築について	財務部 情報システム課 都市環境部 スマートシティ推進室 経営戦略部 広聴広報課	15
15	新規	弘前ならではの景観維持について	都市環境部 都市政策課	17
16	新規	都市計画における用途区域に関する柔軟な対応について	都市環境部 都市政策課	18
17	新規	空き地を活用した宅地開発に係る支援について	都市環境部 都市政策課 スマートシティ推進室 上下水道部 工務課 建設部 建築指導課	19
生活基盤				
18	継続	弘前市の生活環境の向上や交通安全について	都市環境部 都市政策課 建設部 建設政策課 道路維持課	20
19	新規	地域内公共交通ネットワークの再構築について	都市環境部 都市政策課	22
20	新規	弘前城北公園交通広場の更なる整備充実と広報活動強化による利用率の向上について	都市環境部 都市政策課	23
エネルギー・環境				
21	継続	カラス・害虫被害対策について	都市環境部 環境管理課	24
22	新規	ごみのリサイクル率アップのための更なる取組みについて	都市環境部 環境管理課	26
「なりわいづくり」				
農林業振興				
23	継続	農商工連携と6次産業化に対する支援について	農林部 農業政策課 商工振興部 産業育成課	27
24	継続	りんご産業の推進について	農林部 りんご課 農業政策課 農業委員会事務局 観光振興部 観光政策課	29
観光振興				
25	継続	「弘前の地酒とシードルで乾杯条例」の早期制定について	商工振興部 商工政策課	33
26	継続	JR弘前駅中央口における大型バス発着に関する柔軟な対応について	観光振興部 観光政策課 都市環境部 都市政策課	34
27	新規	外国人旅行者に対する弘前駅周辺の案内図、看板等の整備促進について	観光振興部 国際広域観光課 都市環境部 都市政策課	35
28	新規	鍛冶町における観光客などの集客を図るための環境整備について	観光振興部 国際広域観光課 観光振興部 観光政策課 商工振興部 商工政策課	36
29	新規	岩木山の豊かな環境を活用した岩木地区の利活用について	岩木総合支所 総務課	37

30	新規	観光用人力車の導入の検討について	観光振興部 観光政策課	38
31	新規	観光客に対するおもてなしについて	観光振興部 観光政策課	39
32	新規	観光施設のトイレ整備について	観光振興部 観光政策課	40
33	新規	弘前ねぷたまつり観覧に対する対応について	観光振興部 観光政策課	41
34	新規	北海道新幹線新函館駅開業後のさらなる誘客等の検討・実施について	観光振興部 国際広域観光課 商工振興部 商工政策課	42
35	継続	四大まつり運営委員会の設置について	観光振興部 観光政策課	43
商工業振興				
36	継続	ものづくり技術・伝統文化の継承と若手育成について	商工振興部 商工政策課 産業育成課 教育委員会 学校指導課	44
37	継続	学生対象の溶接技術講習会並びに溶接競技大会開催の際の支援について	商工振興部 商工政策課	46
38	継続	「弘前ブランド」を国内外へ発信できる施策の検討について	商工振興部 商工政策課	47
39	継続	建設業の振興策について	経営戦略部 法務契約課 都市環境部 都市政策課 スマートシティ推進室 商工振興部 商工政策課	48
40	継続	弘前市融資制度(特別保証融資)の予算枠の拡充について	商工振興部 商工政策課	51
41	継続	マル経融資制度の利子補給の実施について	商工振興部 商工政策課	52
42	継続	(仮称)弘前市総合産業振興計画の策定について	商工振興部 商工政策課 産業育成課 経営戦略部 ひろさき未来戦略研究センター	53
「その他」				
43	継続	各種イベントの効果測定の実施と測定結果の周知等について	観光振興部 観光政策課	55
44	新規	弘前市の生活保護の適正な運用について	健康福祉部 生活福祉課	56
45	継続	公衆用道路の固定資産税非課税基準の緩和について	財務部 資産税課	57
46	継続	青森空港並びに奥羽本線新青森駅等の利便性向上に係る国、県、関係機関等に対する要望活動について	都市環境部 都市政策課 建設部 建設政策課	58
47	継続	弘前ナンバー導入に向けた研究・検討について	都市環境部 都市政策課	60
48	継続	地域団体商標登録への支援について	商工振興部 商工政策課	61
49	継続	「弘前感交劇場」の推進について	観光振興部 観光政策課	62

弘前商工会議所要望事項

要望事項 1 妊産婦本人等に対する支援について

要望事項の内容

近年、核家族化の進展や人間関係・地域コミュニティの希薄化などにより妊産婦やその家族の方を支える力が弱くなっており、妊娠、出産及び子育てに係る妊産婦等の不安や負担が増えている現状がございます。

つきましては、厚生労働省が平成26年度から実施しております「妊娠出産包括支援モデル事業」と連動した形での妊産婦本人に対する、妊娠・出産子育て期を経て復職までの切れ目のない支援の強化や妊産婦を雇用している事業者に対する支援を要望いたします。

健康福祉部 子育て支援課
健康福祉部 健康づくり推進課

市の処理方針

経緯

要望事項の内容通り、近年は子育て環境の変化により妊娠・出産・子育てについてのイメージが持ちづらく、家庭や地域の中で子育ての不安や悩みをクリアする機会も少なくなっていると言われております。

このことから、平成27年9月に厚生労働省では「妊娠・出産包括支援モデル事業」を母体とした、妊娠期・出産直後・子育て期の各ステージを通じて地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう「子育て世代包括支援センター」の構想を示しており“平成32年度までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく”と発表していることから、今後の動向を注目していきたいと考えております。

また、市では平成26年度に「弘前市経営計画」を策定しており、子育て政策においては、弘前っ子の誕生及び子育てに係る負担の軽減等の方向性を示して、

“妊婦窓口相談・赤ちゃん電話相談事業”
 “こんにちは赤ちゃん事業、妊産婦・新生児訪問指導事業”
 “5歳児発達健康診査・相談事業”
 “特別保育事業（一時預かり、延長保育）”
 “子育て応援企業認定制度推進事業”
 “トワイライトステイ事業”
 “家庭児童相談事業”
 等の各種事業を実施し、切れ目ない支援を図っております。

今後の処理方針

今後も「弘前市経営計画」に基づく上記事業を推進するとともに、国及び全国市町村の動向を見極めながら、地域の実情に沿った妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の充実を図り、子どもたちの笑顔あふれるまち弘前を目指してまいります。また、出産手当金や育児休業給付金など出産や育児休業にかかる国や県の給付金の制度周知に関しては、今後も積極的に情報提供を行ってまいります。

担当：子育て支援課 課長補佐 村上 聡 内線402
健康づくり推進課 課長補佐 一戸ひとみ 内線452

弘前商工会議所要望事項

要望事項 2

通院医療費無料化の対象範囲拡大について

要望事項の内容

弘前市においては、現在小学校に入学する前の乳幼児にかかる通院医療費は無料となっております。
つきましては、小学校・中学校と進級するごとに家庭の負担が増す現状がありますので、子育て家庭の経済的負担を軽減するためにも、その対象範囲を小学校・中学校の義務教育の範囲までに拡大していただきますよう要望いたします。

健康福祉部 子育て支援課

市の処理方針

経緯

当市の子ども医療費給付制度は、青森県乳幼児はつらつ育成事業に準じて、平成6年度に3歳までの乳幼児を対象に開始し、就学前の乳幼児まで拡充してきました。
当市独自の拡充としては、平成25年度から高校生までの入院医療費を給付対象とし、更に、平成26年8月から通院医療費の自己負担を廃止して無料化し、現物給付の対象としています。

今後の処理方針

義務教育修了までの子どもに係る通院医療費を無料化することについては、永続的に多額の費用を要することから、現在のところ難しいものと考えています。
当市では、保育料の軽減や放課後児童の居場所の拡大、予防接種費用の助成などの各種施策によって子育てを応援しており、引き続き恒久的な財源を確保する方策を検討しながら、本要望を含む子育て支援施策全体としてバランス良く充実を図っていきます。

担当：子育て支援課 課長補佐 石田 剛 内線560

弘前商工会議所要望事項

要望事項 3

地域における保育施設の確保やその充実について

要望事項の内容

弘前市で行っております様々な環境にある子どもや子育て家庭に対する子どもの子育て支援の中で、特に子育て施設への助成やそれに関わる保育士の育成強化を図るなど子育て環境の整備に努め、地域における保育施設の確保や充実を要望いたします。

健康福祉部 子育て支援課

市の処理方針

経緯

当市の未就学児のための教育・保育施設は、平成28年1月末時点で、保育所が49施設、認定こども園が22施設、幼稚園が8施設の合計79施設あり、保育に係る利用定員は5,029人、教育に係る利用定員は1,273人で合計6,302人が利用可能となっているほか、認可外保育施設も9施設あります。

また、主に未就学児を家庭で保育している保護者をサポートする地域子育て支援センターを、ヒロ口内の「駅前こどもの広場」など市内4か所に開設しています。

今後の処理方針

当市では、教育・保育施設の運営に要する保育士等の人件費や教材費、施設管理費などを国の基準に基づいて給付しており、園舎を改築・整備する際にも国の基準に基づいて市が費用を負担するなど、運営に伴う費用負担を軽減することによって、引き続き同施設の確保と充実を図っていきます。

なお、本市を4地区に区分して保育利用の需給バランスを推計すると、北西・南西・石川地区では供給量が確保されており、中央地区でも平成29年度には供給量が確保されるものと考えていますが、今後も利用定員の変更や施設の利用状況の情報提供などにより効率的な施設の利用と運営を促していきます。

また、保育士等の育成強化については、当市などの公共団体や関係団体等が実施する各種研修の受講による資質向上を促すとともに、平成27年度に青森県が開設した「保育士人材バンク」の活用や潜在保育士への復職支援などによって、保育士等の数的な確保と業務量の適正化を図っていきます。

担当：子育て支援課 課長補佐 石田 剛 内線560

弘前商工会議所要望事項

要望事項 4

友好都市間での修学旅行連携促進について

要望事項の内容

弘前市がこれまで取り組んできた修学旅行の受け入れとそれによる地域の振興や活性化を、これからも一層進めていく必要がございます。修学旅行は、生徒たちが「自然や文化などに親しむ体験を積むための実際的な機会として貴重である」とともに地域理解や地域交流の促進にも大きな役割を果たしております。

つきましては、弘前市の友好都市（斜里町・太田市）との間で、相互の修学旅行を実施し、友好都市の歴史・文化等を修学旅行の柱とし、さらなる住民間の交流促進を図り、友好を深めていくことができるよう積極的に取り組んでいただきますよう要望いたします。

市民文化スポーツ部 文化スポーツ振興課
教育委員会 学校指導課

市の処理方針

経緯

旧弘前市において、昭和58年2月12日に津軽藩士の北方警備が縁で北海道斜里町と友好都市提携盟約が締結され、また平成3年11月25日には、関ヶ原の合戦の功績により津軽藩に与えられた領土が旧尾島町にあったことが縁で群馬県太田市（旧尾島町と合併）と友好都市提携盟約が締結されました。以来、ねぶたを通じた交流をはじめ、物産交流や青少年らによる交流など、幅広い分野で交流を深めてきました。

その後、平成18年2月27日の旧弘前市、旧岩木町、相馬村との市町村合併により新弘前市が誕生したことから、平成18年11月15日に新たに友好都市の盟約締結をし、引き続き交流を行っています。

今後の処理方針

小・中学校の修学旅行は、（学習指導要領における）「平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動」として行われております。また、実施に必要な経費をなるべく低廉にすることや児童生徒の疲労の軽減なども重要な観点として計画することになっております。

現在、本市小学校では北海道・函館方面の修学旅行が多く、中学校では東京方面が多くなっております。例えば、それらの修学旅行の行程に斜里町や太田市への訪問を組み込むといたしましても日程的に、また、経費的に児童生徒やその家庭への負担が大きくなることが予想されます。

子どもたちの交流については、太田市との青少年交流事業やスポーツ少年団による相互交流を実施しているところではありますが、斜里町においても、太田市と同程度の交流を検討する必要があることから、両都市間における協議を重ねながら、今後検討していきたいと考えております。

よって当面の間は、これまでのねぶたの交流を中心に、引き続き物産交流や青少年交流事業などの実施に加え、盟約締結の記念周年時には一般市民を対象に友好都市へ訪問する「弘前市民号」を企画し、盟約締結に至った経緯や背景についての理解を深めていただくとともに、地域住民との相互交流を促進していきます。

担当：文化スポーツ振興課文化振興係 主幹兼係長 吉崎拓美 内線355
学校指導課 指導主事 小笠原恭史 内線543

弘前商工会議所要望事項

要望事項 5 小学校での外国語教育について

要望事項の内容

グローバル化や高度情報化が進む社会環境の中で、環境に応じた教育の必要性も高まっており、それを受けて平成23年度から小学校5・6年生で必修となった外国語活動の充実も重要となっております。

つきましては、弘前市においても、外国人教師の採用や弘前大学と連携を図り外国人留学生との交流機会の創出など、幼少時から外国語に親しんでもらうための環境の整備を要望いたします。

教育委員会 学校指導課

市の処理方針

経緯

弘前市では、英語教育を重視しており、平成23年度の小学校外国語活動全面実施以前から、モデル校を設置しての先行研究及び授業公開を行うなど積極的に取り組んでまいりました。また、平成26年度には英語教育調査研究員会を立ち上げ、国の英語教育改革に対応すべく先行研究をしております。今年度は外国語指導助手（ALT）を7名から10名に増員し、中大規模中学校8校にそれぞれ1名のALTを配置するベース校制をとっております。この8名のALTは中学校区にある小学校でも指導しております。残りの2名に関しては、小規模小学校専門ALTが1名、小規模中学校専門ALTが1名となっております。弘前市内の児童・生徒が本物の英語に触れる機会は確実に増加しております。

今後の処理方針

外国人指導者は国の財政措置を受けて雇用できる自治体国際化協会のJETプログラムから斡旋を受けております。

今後は、小学校外国語活動の中学年実施、高学年における外国活動教科化・時数増、中学校英語を英語で教えることを基本とするという方針に対応するため、更にALTを増員する計画をたてております。

担当：学校指導課 指導主事 森 尚生 内線776

弘前商工会議所要望事項

要望事項 6

弘前先人記念館の設置について

要望事項の内容

弘前市は、各分野において多くの著名人を輩出しております。昨年度までは、先人に関わる品々(写真や遺品など)や、逸話をより積極的に集めて後世に残すべく、『弘前先人記念館』の建立を要望してきましたが、市の財政的な負担が大きく、実現は困難との回答を頂戴しております。

つきましては、吉野町煉瓦倉庫や市が所有し現在活用されていない既存の施設を利用して、市内各所に散らばっている先人に関わる品々を一同に集め展示する先人記念館の設置を要望いたします。

あわせて、先人記念館に展示する内容としては、既に発行され市内の学校に配布されている「新・弘前人物志」を参考書籍とし、この書籍を広く市民に周知させるためにも「新・弘前人物志」の市販を要望いたします。

市民文化スポーツ部 文化スポーツ振興課
教育委員会 郷土文学館
教育委員会 学校指導課

市の処理方針

経緯

著名な先人はさまざま輩出されておりますが、弘前市においては、平成2年7月、郷土文学館を開館し、当市出身の作家や、当市にゆかりのある作家に関する資料を、さまざまな角度から広く公開展示し、市民の文学に対する関心と理解を高める一翼を担っております。

平成28年1月からは、企画展として「福士幸次郎展」を約1年間にわたって開催し、さまざまな展示を通して、その功績を紹介しております。

スポーツ分野においては、青森県武道館内に旧弘前市名誉市民第1号である横綱初代若乃花の展示コーナーを設置しているほか、岩木山総合公園には旧岩木町出身のオリンピック選手の展示コーナー、相馬中学校体育館には旧相馬村出身のスポーツ選手の展示コーナーが設置され、スポーツで活躍した先人に関わる品々を展示している状況であります。

「新・弘前人物志」は、弘前出身の傑出した人物について、その業績や生き方を伝えることを目的に、小中学生を対象として学校での教育活動の資料として使用されることを前提に作成されたものであります。また、発行当初から、児童生徒へは無償での配布を行って参りました。しかし、市民からの市販を望む意見もあり、平成25年10月から、弘前図書館、教育委員会学校指導課及び教育センターにおいて、一冊1,500円で一般向けに販売しているところであります。その実績については、平成28年1月18日現在で、購入された冊数は114冊となっており、残念ながら当初の販売見込み数を下回る結果となっております。

今後の処理方針

市としても、さまざまな分野において活躍した著名人等先人の軌跡に触れることができる環境づくりは必要と思われませんが、市所有の既存施設の活用であっても、「弘前先人記念館」の設置につきましては、維持管理並びに運営等に対し財政負担を伴うことから、現時点では困難なものと考えております。

郷土文学館については、設立の趣旨に則り、郷土出身の作家や郷土にゆかりのある作家に関する資料収集と公開展示を進め、地域文化の発展をめざすこととし、今後においても、既存施設における事業を充実させることで、先人の功績の周知等に努めてまいります。

「新・弘前人物志」については、弘前市立博物館で開催されている陸羯南展での販売も検討しているところですが、今後も、まずは、現在市販用に準備した本の販売に努め、一人でも多くの市民の方に読んでいただきたいと考えております。

担当：文化スポーツ振興課文化振興係 主幹兼係長 吉崎拓美 内線355
弘前図書館総務係 係長 田澤千佳 内線400
学校指導課 指導主事 工藤利彦 内線737

弘前商工会議所要望事項

要望事項 7 青少年のスポーツ育成強化等について

要望事項の内容

日本においては、2019年開催のワールドカップラグビー大会や2020年開催のオリンピック・パラリンピックといった世界規模の大会を控え、更に青森県では現在、2025年の国民体育大会（国体）誘致に向けた運動を展開しており、スポーツ熱は益々盛んになっていくものと想定されます。

つきましては、現状少子化等の影響もあり、当市の若年層の競技スポーツ人口の減少や各種競技レベルは指導者含め決して高いとはいえない状況にあるため、若年層のスポーツに親しむ体制・環境づくりや指導者向けの講習会・研修会の開催といった指導者の育成を強化するなど、規模の大きい大会や国際大会での活躍ができる選手の育成を図り、競技スポーツ活動及び競技力向上のための環境整備と支援を要望いたします。

あわせて、上記国際大会の出場国に対し、当市として事前合宿地として強力に誘致を行い、当市経済の活性化につなげていただきますよう要望いたします。

市民文化スポーツ部 文化スポーツ振興課

市の処理方針

若年層のスポーツに親しむ体制・環境づくりや選手及び指導者育成に関する主な事業

青少年夢実現チャレンジ支援事業費補助金

- ・青少年が世界レベルでの自己の夢を実現するために参加する経費の一部を補助することにより、青少年の育成を図る。

トップアスリート招致支援事業補助金

- ・市内に設置されているスポーツ団体等が企画・実施する、トップアスリートを招いての教室、講演会等に係る経費の一部を補助することにより、競技レベルの向上を図り、指導者の育成に寄与する。

はるかソフトボール夢事業及びベースボール夢事業

- ・市職員の齋藤春香主幹及び今関勝主査がこれまで培った技術や経験をもとに児童生徒に対し、実技指導や講話を行い、スポーツ活動へ主体的に参加するきっかけづくりや競技力向上を図るとともに、指導者の育成に寄与する。

弘前スポレク祭等スポーツイベントの開催

- ・津軽路ロマン国際ツデーマーチ、弘前・白神アップルマラソン、弘前スポレク祭、岩木山スキーフェスティバルの各種イベントを実施し、気軽にスポーツに親しむ機会の提供や競技力向上を図る。

スポーツ合宿誘致事業費補助金

- ・トップアスリートの所属するスポーツ団体が市内で行うスポーツ合宿を誘致し、一流に触れる機会を創出することにより、競技レベルの向上を図り、指導者の育成に寄与する。

弘前市スポーツ少年団活性化事業費補助金

- ・スポーツ少年団に登録する団員保護者の負担軽減と、指導者等の資質向上を図る。

弘前市スポーツ少年団運営事業費補助金

- ・スポーツ少年団の運営を促進する。

スポーツ指導員活動

- ・市のスポーツ指導員が各種スポーツ教室を実施し、市民のスポーツに親しむきっかけ作りや健康増進を図る。

経緯

	<p>国際大会出場国の事前合宿誘致に関する事業 上記事業の実施により、事前合宿受け入れ体制の参考とする。 東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業 ・オリンピック事前合宿誘致に向け、合宿先進地視察やオリンピック 関連団体からの情報収集を行うとともに、受入環境の整備をオール弘 前体制で実施するため、関係団体との連携や方策を検討し、誘致体制 を整える。</p>
今後の 処理 方針	<p>若年層のスポーツに親しむ環境は、スポーツ少年団活動が主な受け皿と なっており、今後もその活性化に努めるとともに、トップアスリートに触 れる機会の創出により、子どもたちに夢や希望を与え、青少年の技術力向 上や指導者の育成を図り、当市からのトップアスリートの輩出を目指して まいります。</p> <p>また、体育施設指定管理者が自主的に行う各種スポーツ教室・大会等 について、特に若年者向けの事業の展開を要請してまいります。</p> <p>2020年の東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致について は、今後も県や関係機関と連携を図り推進してまいります。</p> <p>更には、各種国際大会の事前合宿地として誘致可能か、調査・研究して まいります。</p>

担当：文化スポーツ振興課 スポーツ推進係 係長 古山 潤 内線903

弘前商工会議所要望事項

要望事項 8

健幸ひろさきマイレージ制度の利用促進等について

要望事項の内容

平成25年1月より弘前市が健康増進策として実施しております健幸ひろさきマイレージ制度であります。昨年の利用者が1,129名と広く浸透しているとは言えない現状にあります。

つきましては、大変すばらしい制度と考えておりますので、広く市民に周知し利用者の増加を目指し、市民の健康に対する意識の啓発を図っていただきますよう要望いたします。

健康福祉部 健康づくり推進課

市の処理方針

経緯

健幸ひろさきマイレージ制度の参加者は、平成25年度が538名、平成26年度が1,129名と2倍以上の推移を見せております。平成27年度は、平成28年1月21日現在で1,605名となっております。参加人数の増加からも、徐々にではありますが、市民へ浸透してきているものと考えております。

周知については、平成26年申し込み分から、マイレージシートを、検診を行う医療機関にも配置していただいております。また、平成27年分からは、検診（健診）の受診について自己申告制にするなど、申し込みしやすい運用に見直ししております。

また、平成28年度は、がん検診受診率の向上を目的に、がん検診の受診を必須項目として実施したいと考えております。

今後の処理方針

現在、市民に対する周知方法については、市内各施設や医療機関にマイレージシートを置くほか、プロジェクト健診やがん検診会場での配布、広報ひろさきや市のホームページ、陸奥新報への掲載、FMアップルウェブで周知を行っております。

今後は以上の方法に加え、健康づくりを学び、実践し、地域へつなげる役割を担う「弘前市健康づくりサポーター」が行うがん検診受診勧奨活動のツールとして利用することで、多くの市民に直接手渡ししながら、更なる参加者の増加を目指してまいります。

担当：健康づくり推進課健康増進係 主事 笹田 智史 内線452

弘前商工会議所要望事項

要望事項 9

受動喫煙防止に係る環境整備について

要望事項の内容

現在青森県や弘前市においては、短命県返上に向け、様々な健康増進策に取り組んでおります。その中においても、健康を害する恐れのある喫煙人口の減少と受動喫煙防止対策については、喫緊の課題として早急に取り組むべき課題であります。弘前駅前公園などの公共施設からの灰皿撤去等受動喫煙防止に向けた環境の整備について要望いたします。

なお、現在東京都では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、「喫煙環境」についての議論がなされております。「東京都受動喫煙防止対策検討会」は、ホテルやレストランでの屋内喫煙の禁煙・分煙を義務付ける条例について検討を行ってまいりましたが、「罰則付きの全面禁煙義務化」を推進する医療関係者と、「分煙による喫煙者と非喫煙者の共存」を求めるサービス業関係者の間で主張が対立し、その結果、「2018年までに条例化を再検討する」という提言に「国に対して、全国統一的な法律での規制を働きかける」という要素が盛り込まれ、事態は東京都に留まらない広がりを見せています。

つきましては、弘前市においても諸般の事情を鑑み、関係する業界としては今後とも、受動喫煙防止対策を段階的に講ずることとしておりますことから、民間施設における「分煙による喫煙者サービスの提供」に対するご配慮をいただきますよう要望いたします。

健康福祉部 健康づくり推進課
都市環境部 公園緑地課

市の処理方針

経緯

市では、弘前市経営計画に基づき「たばこの健康被害防止対策事業」に取り組んでおり、多様な主体の意見を広く聴きながら受動喫煙防止対策等の強化・推進を図るべく、平成27年11月に「弘前市たばこの健康被害防止対策協議会（以下「協議会」といいます。）」を設立し、市民・有識者・関係団体等が一体となり、本市におけるたばこの健康被害防止対策について協議・検討する体制を構築したところであります。

さらに市では、たばこの健康被害防止に向け、市民・事業者・行政が一体となって取り組みを推進するよう、各主体の役割や具体的な対策のあり方を示す「弘前市たばこの健康被害防止対策の指針（以下「指針」といいます。）」を平成27年度中に策定することとしており、現在策定作業に取り組んでいるところであります。

今後の処理方針

指針に基づき各主体がそれぞれの役割を果たしながら、一体的にたばこの健康被害防止対策を推進するよう努めてまいります。

なお、対策の推進にあたっては、各主体の喫煙に対する認識や対応が異なる現状を踏まえ、市が先導的立場で取り組むこととし、市の管理する施設（建物）については、率先して全面禁煙化（敷地内禁煙または建物内禁煙）を図ってまいります。

なお、駅前公園については、貼紙などにより事前に周知の上、平成28年3月末に灰皿を撤去する予定です。

職場や飲食店等の民間施設についても、指針に基づき、全面禁煙化に向け、施設の利用形態に応じ段階的に受動喫煙防止対策を講じていくよう働きかけてまいります。

担当：健康づくり推進課 主幹 山内 恒 内線452
公園緑地課 課長補佐 小嶋 修造 内線500

弘前商工会議所要望事項

要望事項 10

国土強靱化基本法に基づく自然災害に対する防災・減災のための社会資本整備の促進について

要望事項の内容

弘前市においては、国土強靱化法に基づく自然災害（ゲリラ豪雨・豪雪・地震・噴火）等、特に岩木山という活火山を抱えているため「噴火警戒レベル」の導入や近隣住民の避難計画の策定など、防災・減災のための社会資本整備の促進を要望いたします。

経営戦略部 防災安全課

市の処理方針

経緯

当市では、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画は未策定ですが、東日本大震災や過去の災害の教訓を踏まえて、防災・減災対策の見直しを進めています。公助の面では、防災行政無線のデジタル化整備や防災アセスメント調査による被害想定を基に作成した地区別防災カルテの市内全世帯への配布、また、災害時に緊急に必要な食料や資機材についての備蓄整備、企業・団体等との災害時応援協定の締結などを進めています。自助・共助の面では、地域防災リーダー育成のための防災マイスター育成講座開設や自主防災組織結成促進のための資機材整備費の補助制度創設などを実施しています。

緯

岩木山については、火山防災のために観測・監視体制の充実が必要な火山（常時観測火山）として指定されており、現状、噴火の兆候等は見られないものの、過去に繰り返し噴火していた経緯や、近年の全国各地での火山活動の活発化を受け、火山防災対策の推進が急務となっています。

地域計画策定に取り組んでいる地方公共団体数（平成28年1月14日現在）

- ・計画策定済 13道県、9市区町村（県内では、むつ市（平成26年度国土強靱化地域計画策定モデル調査実施団体）が策定済み）
- ・計画策定中（予定含む） 32道府県、24市町村

今後の処理方針

国土強靱化地域計画については、他自治体の策定状況等を踏まえ、当市における策定の必要性などについて検討してまいります。

岩木山の火山防災対策については、平成26年11月に設置された、県、气象台、関係自治体等を構成員とする岩木山火山防災協議会において、噴火シナリオ等を基にした噴火警戒レベルの検討や、これに沿った避難体制の構築等について協議しているところであります。この協議内容を基に避難計画策定や火山防災マップの作成・周知等を進めてまいります。

担当：防災安全課 防災担当 主査 堤 健介 内線267

弘前商工会議所要望事項

要望事項 11 防犯対策について

要望事項の内容

現代社会においては、様々な事件・事故や予想もしない出来事などが起こり得る世の中となっております。

つきましては、必要最低限度の防犯対策として下記について要望いたします。

通勤・通学路などの危険箇所への防犯カメラの増設。

夜間は街路灯などの灯りがなく危険である岩木川河川敷周辺への街路灯の増設。

市民文化スポーツ部 市民協働政策課

市の処理方針

経緯

平成26年3月に弘前大学や周辺町会から防犯体制の強化を求める要望書が提出されたことを受け、同年4月に市と弘前警察署が「弘前市安全・安心まちづくり推進に関する協定」を締結しました。その具体策として、平成26年度に防犯カメラの設置に取り組むこととし、刑法犯の発生件数が高い弘前大学及び周辺地区を中心に、青森県警察本部、弘前警察署の協力のもと設置が適当である区域を選定し、弘前大学の学生や地元町会との協働による現場調査や調査内容を精査するためのワークショップを経て防犯カメラ20台を設置しました。

平成27年度以降は防犯カメラの維持管理を行っていくこととしております。

緯

平成25年度にそれまで町会等が管理していた防犯灯17,830灯をLED化したほか、平成25年度と平成26年度の2か年で、市内の全町会に防犯灯の新規設置要望調査を実施した上で、必要と判断した箇所に平成25年度は170基、平成26年度は470基の計640基を新たに設置しました。

防犯灯の新設については、平成26年度で大規模な設置を終了しましたので、町会に対する定期的な設置要望調査は、平成27年度は実施しておりませんが、宅地開発や新道の供用開始などにより街並みに変化が生じ、町会等からの要望があった場合には調査・検討することとしております。

今後の処理方針

現時点では防犯カメラの増設や設置範囲の拡大は考えておりませんが、今後も弘前警察署と連携し、地域からの要望や社会情勢により増設や設置範囲の拡大を検討してまいります。

防犯灯を新たに設置する際は、既設の電柱に設置することとしており、ご要望の区間については、長区間、道路沿いに電柱が無いことから設置が難しい状況となっておりますが、今後、他の要望箇所と併せて現地調査しながら必要性等について検討してまいります。

担当：市民協働政策課 市民生活係 主事 今 貴雄 内線351

弘前商工会議所要望事項

要望事項 12 冬季間における快適な生活と安定した交通の確保について

要望事項の内容

冬季間における快適な生活と安定した交通を確保するため、下記の雪対策強化について要望いたします。

子供たちの安全を守るための通学路の除排雪対策の強化

混みいった住宅地の除雪・排雪の強化。

救急や消防の車両がスムーズに進入できるよう細い路地の排雪の強化。

建設部 道路維持課

市の処理方針

経緯

歩道除雪作業延長は約120kmを計画しており、主に通学路の除雪を実施しております。毎年1月中旬には、小中学校の始業式に合わせた歩道除雪等を実施しております。

道路機能別に効率的な道路の除排雪作業を実施するため、道路の種類を区分しております。要望事項の内容では、混みいった住宅地とあるので、道路種別では、幅員が4m以上～6m未満の生活道路B（交通量が少なく沿線住民の日常生活に供する道路）に当たると考えられます。この道路の出動基準は、除雪が10cmの降雪があったとき、また、排雪は積雪深が概ね60cm、累計降雪量が概ね300cmに達した時となっております。

細い路地の排雪の強化要望については、小路除排雪に当たるものと考えられます。小路の除雪路線は、幅員2.5m以上、4m未満の生活道路を対象としております。小路排雪は町会との連絡調整を図りながらの実施となっておりますが、雪の降り方によって適宜対応しております。

今後の処理方針

今後も通学路のパトロールを強化し、子どもたちが安全に通行できるよう歩道除雪を実施し歩行空間の確保に努めてまいります。

道路種別毎に出動基準を定めておりますが、今後も道路パトロールを強化し、道路状況によっては、追従・拡幅除雪や排雪を早期に実施するなど、生活道路の幅員確保に努めてまいります。

小路排雪については、原則年1回程度であることから、市民の協力が不可欠であります。このため、地域と一体となった効果的な除雪体制の構築が必要であると考えております。

担当：道路維持課 課長補佐 藤田 登 内線451

弘前商工会議所要望事項

要望事項 13 市街化調整区域の柔軟な対応について

要望事項の内容

弘前市においては、一戸建て住宅緩和区域の見直しが今回は平成31年を予定しております。次回の見直しまで期間はありますが、住宅取得促進に資するため、今後とも緩和区域の拡充といった柔軟な対応をしていただきますよう要望いたします。

建設部 建築指導課

市の処理方針

経緯

弘前市は、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区別しております。

計画的に市街化を促進できる市街化区域に対し、市街化調整区域は、原則、市街化を抑制すべき区域であり、農家住宅や農業関連施設もしくは、公益上必要な施設以外は都市計画法で建築が制限されております。

こうした中、市街化調整区域にある既存集落の中には、近年の人口減少・少子高齢化の進行なども影響し、集落の活性化やコミュニティの維持が難しくなっているところもあります。

そこで、誰でも「一戸建ての住宅」を建築できるよう開発許可の要件を緩和した区域を指定し、子育て世代など集落外からの新たな定住を促すことにより、集落の維持・活性化に繋がりたいと考えております。

青森県都市計画法施行条例等の運用指針において、指定できる区域としては、おおむね50戸以上連たんしている区域とし、また、指定できない区域としては、溢水、湧水による災害の発生のおそれがある区域、優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保全すべき区域及び土砂の流出を防備するため保全すべき区域等としております。

緩和区域指定実績（平成27年現在）

- ・旧弘前地区 61集落 面積A = 約 1,045 ha
- ・旧岩木地区 19集落 面積A = 約 321 ha

今後の処理方針

指定区域の見直しについては、平成27年12月に公告された農振農用地区域の見直しに合わせて、平成28年度の実施を予定しております。

その後については、概ね5年毎に行われる都市計画基礎調査の結果を踏まえ、土地利用状況等を調査の上、行うこととしており、今回は平成31年度を予定しております。

担当：建築指導課 開発指導係 係長 氏名 三上 透 内線963

弘前商工会議所要望事項

要望事項 14 ICTを活用した地方創生弘前型モデルの構築について

要望事項の内容

弘前市が抱える様々な課題（少子高齢化、医師不足、協働教育の実現、地域経済の活性化、インバウンドへの対応、観光客受入体制整備等）に対応するために、ICT＝情報通信技術の利活用は必要不可欠なものとなっています。

医療や教育はもとより津軽地域の基幹産業である農業や主要産業になりつつある観光などの様々な分野でのICT利活用は、地域活性化につながるものと考えます。さらにそのコンテンツの製作・流通は、その文化的側面のみならず、市民生活の質的向上や新たな経済成長の実現に大きく貢献するものとして注目されています。

これらに対応した政策を実現していくことが、少子高齢化時代の新たな産業の創出や雇用の場の確保に繋がっていくものと考えます。

弘前市のICT基盤は全国でも低い水準にあり、基盤の整備はもちろん下記のような本質的な取組みを行い、情報として発信する力を総合的に展開することが急務であります。

ところ...弘前地域の魅力の整理

舞台背景としての白神山地、岩木山、弘前城、禅林街、中心市街地、りんご園等々

もの...商品の持つ潜在的な魅力の発信

りんごに代表される農産物、津軽塗、津軽こぎん刺し、津軽打刃物、郷土料理等

こと...“おもてなし”力の向上

人が行動する事柄・接客、コミュニケーション

弘前市の経営戦略の一環として、上記の多種多様な「情報」を受信・発信する仕組みを構築し、他地域の成功事例の調査にはじまり、総合的な「発信」機能を持たせた組織を、民間と連携した「弘前型」として、運用することを後押しいただけますよう要望します。

財務部 情報システム課

都市環境部 スマートシティ推進室

経営戦略部 広聴広報課

市の処理方針

経緯

市では「雪」などの様々な課題を解消し、市民の生活の質を高めていくことが持続的発展に不可欠であると捉え、弘前型スマートシティ構想を策定し、雪国における「安心して快適なまち」の実現を目指しております。

そのため、「暮らし」、「エネルギー」、「ICT」の大きな3つのカテゴリーに分けた、8つのプロジェクトにより、確実かつ効率的に弘前型スマートシティ構築を推進していくこととしております。

このうち、ICTの活用は地域情報の共有等により、住民サービスの一元化や医療情報の共有、災害時の通信手段の確保など、住民の利便性と安心を向上させるサービス提供が可能となることから、弘前型スマートシティ推進協議会ICT関連部会において、民間事業者等と情報共有や意見交換を行なっております。

一方、ICT基盤の整備については、県内市町村では初の公共施設等への公衆無線LANを平成23年度から整備したほか、平成26年度からは、民間の公衆無線LANサービスも利用しながら、アクセスポイントの整備を進めております。また、平成24年度には、光ブロードバンドサービスエリアの拡大を行い、市内のほぼ全域で

	<p>ブロードバンドが利用できる状況となっております。</p> <p>加えて、平成26年度には、県内自治体では初の公開型GIS「ひろさき便利まっぷ」を公開したほか、オープンデータカタログサイト「オープンデータひろさき」を公開し、このデータを利用したアプリも開発されております。</p> <p>この他、平成27年度からは、除排雪車両にGPS機器を設置し、除排雪作業の見える化を、県内初の取り組みとして公開する予定であります。</p>
<p>今後の処理方針</p>	<p>市では「弘前市経営計画」や「弘前型スマートシティ構想」に基づき、「ICT」を活用した社会課題の解決や地域価値の向上の実現に向けて、取り組んでいるところです。</p> <p>例えば、新たな観光ツールとして、観光名所を訪れた際に、ウェアラブル端末を用いることで、外国人旅行者でもわかりやすく観光が出来るような環境を整備してまいりたいと考えております。</p> <p>また、近年のビックデータやオープンデータ等ICTの活用による地域の活性化に資するとともに、ICT基盤の整備として、民間の通信事業者が提供するWi-Fiサービスを活用したWi-Fi環境の整備を進め、貴会議所等のご協力を得ながら民間店舗等と協働で情報発信と環境整備の促進を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>更に市では、新たなシティプロモーション戦略として、弘前への郷土愛を育む市民運動「HIROSAKI DESIGN WEEK」を展開していくこととしております。この活動は最低5年間にわたり継続的に取り組める組織をつくり、独自のプロダクト・コンテンツを開発し、新たな魅力(商品・観光等)を生み出し、それらを活用することにより弘前を全国・世界へ発信し、クリエイティブによる弘前の地方創生の実現に向けた取り組みとなっており、貴会議所との協力・連携は不可欠であると考えております。</p> <p>市といたしましても、この「HIROSAKI DESIGN WEEK」をはじめ、貴会議所が提案する民間事業者と連携した「組織」や弘前型スマートシティ推進協議会などを活用し、国や関係機関の動向を注視しながら、ICTを活用した情報発信、地方創生に取り組んでまいりたいと考えております。</p>

担当：情報システム課 情報化推進係 主幹兼情報化推進係長 諏訪 秀樹 内線370
 スマートシティ推進室 室長補佐 菅野 洋 内線930
 広聴広報課 主幹 原子 覚 内線269

弘前商工会議所要望事項

要望事項 15 弘前ならではの景観維持について

要望事項の内容

弘前市は落ち着いた雰囲気醸し出す城下町としての佇まいをもっております。つきましては、近年駅前開発等でマンション等の高い建物が増加傾向にあることから、昔ながらの当市の景観を壊すことが無いよう、景観計画に基づいた街づくりを進めていただきますよう要望いたします。

都市環境部 都市政策課

市の処理方針

経緯

弘前市の景観は、藩政時代の歴史的な建造物や明治以降の近代建築、岩木山、水田、りんご園といった様々な要素から構成されております。

場所によって特性のことなる弘前市の景観にあわせて、眺望景観保全地区や景観形成重点地区を定めており、それぞれの特性に合わせた景観形成基準を設けております。

市内全域において大規模な建築行為などの際の基準を設け、市に届け出てもらうことにより緩やかな規制・誘導を図り、景観づくりを進めているほか、地区の特性にあわせた上乘せ基準を次のように定めております。

緯

- ・眺望景観保全地区「本丸と城西大橋からの岩木山」、「蓬莱橋からの五重塔」については特定の視点場からの眺望を確保するため、建築物等の高さなどの景観形成基準を定めております。

- ・景観形成重点地区「お城周り地区」は歴史的な趣を残す環境を保全するため、それぞれのエリアごとの景観形成基準に基づき審査をしております。例えば、追手門エリアでは城下町の歴史と風格にふさわしい形態とすること、桜並木から突出した高さとならないよう基準を設けております。

今後の処理方針

場所や眺めの特徴に応じた景観形成基準に基づき、今後も周辺の景観に与える影響を軽減し、全体として調和のとれた景観づくりを今後も進めてまいります。

市内でも土地の高度利用をすすめていくべき地区と昔ながらの景観を保全していくべき地区があり、それぞれの特性に応じた規制誘導を図ってまいります。

眺望景観保全地区や景観形成重点地区以外に、具体的な高さの基準を設けることについては、住民意識の醸成の度合いを見ながら、重点的な取り組みが必要と判断された場合は追加の検討をしていくこととなります。

担当：都市政策課 計画係 技師 蝦名 達朗 内線 536

弘前商工会議所要望事項

要望事項 16 都市計画における用途区域に関する柔軟な対応について

要望事項の内容

現在、弘前市の都市計画内で、新たな工場や大規模事業所を建設することは非常に困難であります。

つきましては、都市計画区域以外の当市の経済活性化に資する新たな工場や大規模事業所の建設計画については、担当部署の親身な相談対応や、将来の都市計画変更まで視野に置きながら事業者側の意見を取り入れていただくなど、柔軟に対応してくださいよう要望いたします。

都市環境部 都市政策課

市の処理方針

経緯

当市ではこれまで市街化区域及び用途地域の設定に当たって次の2点に留意して良好なまちづくりを目指して取り組んでまいりました。

- ・無秩序な市街化の抑制
- ・住、商、工、それぞれの良好な環境の形成と保全

弘前市内でもこれまでに北和徳工業団地や藤代工業団地など工業団地の造成を行ってまいりました。

また、城東第五地区や安原第二地区などの土地区画整理事業において商業施設や事務所などが立地できる用地の確保を行ってまいりました。

都市計画法の規定では、都市計画区域外において1ヘクタール未満の開発行為は許可を要しません。その場合でも道路や排水施設などの技術基準に関する規制は適用されますが、建築物等の用途に関する規制はございません。

今後の処理方針

今後迎える人口減少社会やインフラストラクチャーの維持管理などを考慮すると市街地の拡大には慎重にならざるを得ません。

既存市街地の用途地域の変更についても、変更する地域とその周辺のそれぞれの環境の悪化を防ぐ必要があり、容易ではございません。

しかし、市内の商工業の需要を把握しなければ今後の都市づくりに反映できないことから、相談については随時受付いたします。

担当：都市政策課 計画係 主幹兼係長 中村 洋幸 内線536

弘前商工会議所要望事項

要望事項 17 空き地を活用した宅地開発に係る支援について

要望事項の内容

現在、青森市や五所川原市では、空き地を活用しての宅地開発を行い、そこに家を建てた場合、行政が道路からの下水道を設置するといった行政サービスを行うなど、居住人口の増加策の一環としての支援を行っております。

つきましては、弘前市においても居住人口の増加を図るための施策として上記の取り組みを検討していただきますよう要望いたします。

都市環境部 都市政策課
 上下水道部 工務課
 建設部 建築指導課
 都市環境部 スマートシティ推進室

市の処理方針

経緯

民間の宅地開発については、受益者負担の原則に従い通常の開発行為に必要な道路、上下水道などのインフラ整備に関しては事業者の負担によることとしてまいりました。

公共下水道事業区域内の整備済路線において、公共ますが設置されていない土地につきましては、土地所有者より公共ますの設置要望があれば、市で公共ますを設置し、当該土地所有者へ受益者負担金を賦課しておりますが、開発行為に該当し、開発許可が必要となる場合は、弘前市開発指導要綱に基づき、開発事業者が汚水の排水施設を設置することとなっております。

また、空き地を活用した除排雪作業の効率化と居住空間の快適性向上を目的として、除排雪事業においては、平成26年度から空き地等遊休地を雪置場として利用する事業を行っております。

今後の処理方針

現在、当市では立地適正化計画の策定に向け作業を進めており、地域を定めて居住を誘導していく施策を検討してまいりますが、要望のありました支援のほかにもさまざまな方策が考えられ、インフラ整備に関する取組に限定して考えてはおりません。

今後とも下水道本管が整備されているが、公共ますが設置されていない土地につきましては、設置要望があれば、市で公共ますを設置し、受益者負担金を賦課いたします。

また、宅地分譲等、開発行為を行う場合は、弘前市開発指導要綱に基づき、開発事業者において汚水の排水施設を設置することとなります。

除排雪事業における空き地等遊休地利用については、除排雪業務の効率化が確認されていることから、除排雪説明会等において事業の啓発を行いながら実施エリアの拡大を促進します。

担当：都市政策課 計画係 主幹兼係長 中村 洋幸 内線536
 工務課 計画係 係長 工藤 昭仁 内線436
 建築指導課 開発指導係 係長 三上 透 内線445
 スマートシティ推進室 総括主査 樋口 英之 内線914

弘前商工会議所要望事項

要望事項 18 弘前市の生活環境の向上や交通安全について

要望事項の内容

弘前市の生活環境の向上や交通安全のため、下記について要望いたします。

北和徳工業団地付近の通勤路(向外瀬字豊田 六花酒造～弘前航空電子へ抜ける道路)における歩道の確保。(現在、通勤・通学路の緊急合同点検により対策が必要となった路線や歩行者の多い路線で計画的に整備を実施しているが、北和徳工業団地付近の整備については計画に組み込まれていないため)

さくらまつり期間の弘前公園周辺の慢性的な渋滞を緩和すべく、下記の検討を要望いたします。

(1) シャトルバスの発着所の増設。

(2) まつり期間中の公園周辺道路へのマイカー進入制限に関する啓発活動。(公共交通機関の利用を広報等で周知する)

排雪トラックが原因で慢性的な渋滞がおきている冬期間の堀越周辺の信号機の調整や、一方通行、雪置場出口の増設、開場時間の調整といった渋滞緩和策の実施。

都市環境部 都市政策課
建設部 建設政策課
建設部 道路維持課

市の処理方針

経緯

歩道の整備に関しては、弘前市通学路交通安全プログラムに則り、各小学校区の通学路の合同点検を実施した上で、児童・生徒の安全性向上を図るため、通学路や住宅が密集している路線を優先的に整備しております。

(1) さくらまつり期間中、市では自動車交通の渋滞緩和策として、堀越雪置き場からのシャトルバス運行のほか、平成24年度、平成25年度は郊外の臨時駐車場を活用した社会実験を実施し、平成26年度は両者を統合し、堀越～弘前中央青果～さくら野弘前店～南瓦ヶ町とシャトルバスを運行する中心市街地誘導型パークアンドライド事業を実施いたしました。

(2) 弘前さくらまつり期間中の弘前公園周辺を含む市内中心部への車両の流入を減少させるため、岩木川河川敷に無料駐車場を設置し、誘導看板を設置する、高速道路料金所やコンビニエンスストアなどで交通案内図を配布し、市内中心部に進入させることなく、無料駐車場に車両を誘導しております。

また、交通案内図には駐車場情報を掲載するとともに、公園周辺道路の渋滞が予想されるため、JR弘前駅付近の駐車場やJR弘前駅前発のバス・弘南鉄道大鰐線の利用を働き掛ける記載も行っております。

この交通案内図については、当市の観光情報を一元的に掲載している観光コンベンション協会のホームページにも掲載し、事前の周知に努めております。

冬期間の排雪トラックによる堀越周辺の交通渋滞については、国・県との緊密な連携とパトロールの強化により、交通渋滞の解消に努めております。

要望路線につきましては、現状では通学路に指定されていないことから、現在優先的に交通安全対策を実施することとしている、弘前市通学路交通安全プログラムの整備計画には含まれておりません。しかしながら沿線には学校施設や老人医療施設が増加している傾向にあることから、歩行者の利用状況等を調査した上で、整備の必要性を含め検討いたします。

今後の
処理
方針

- (1) 現在の道路の状況では、公園周辺部への大型バスの進入を増やすことは更なる渋滞の発生を招く恐れがあります。また自動車交通の渋滞緩和だけでなく、弘前公園来場者を中心市街地の街歩きに誘導し、中心商店街の賑わいの創出にもつなげたいと考えておりますが、中心部である土手町周辺でバスの乗降、転回に支障のない場所が限られていることから増設は難しいものと考えております。
- (2) 公園周辺の慢性的な渋滞を解消するため、引き続き、駐車場情報も掲載した交通案内図の配布や、誘導看板の設置などにより市内中心部に進入させることなく無料駐車場に車両を誘導するとともに、JR弘前駅発着のシャトルバス及び弘南鉄道大鰐線等の公共交通機関の利用の働き掛けも行ってまいります。

堀越雪置き場周辺の慢性的な交通渋滞は近年発生しておりませんが、今後も排雪トラックの台数に応じて、雪置き場のドーザーや誘導員の増強や開場時間の延長など、柔軟な対応を考えております。

また、国・県・市で設立した「弘前地区道路除排雪協議会」の中で、除排雪作業の連携を図ることが交通渋滞などの解消につながるものと考えております。

担当：都市政策課計画係	主幹兼係長	中村 洋幸	内線 5 3 6
建設政策課 改良係	主幹兼係長	石川 竜明	内線 4 1 3
都市政策課交通政策推進室	主幹	若松義人	内線 9 1 3
観光政策課 4 大まつり振興室	室長	佐藤記一	内線 5 4 2
道路維持課	課長補佐	赤石 巧	内線 4 5 1

弘前商工会議所要望事項

要望事項 19 地域内公共交通ネットワークの再構築について

要望事項の内容

国においては、平成25年に地域交通に関する施策を総合的に推進するための「交通政策基本法」を制定し、同法に基づく「交通政策基本計画」が平成27年2月に閣議決定がなされました。

つきましては、それらを基本とし、弘南鉄道大鰐線を含めた弘前地域内の公共交通ネットワークをまちづくりと一体で再構築するための検討、グランドデザイン作りを弘前市が中心となって進めていただきますよう要望いたします。

都市環境部 都市政策課

市の処理方針

経緯

- ・平成25年12月 交通政策基本法施行
- ・平成26年11月 地域公共交通の活性化及び再生の一部を改正する法律の施行
- ・平成27年2月 交通政策基本計画閣議決定

緯

これにより、本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上を目標として、地方公共団体が中心となり、コンパクトなまちづくりと一体となった面的な公共交通ネットワークの再構築を図っていく必要があることから、国において様々な支援を行うこととしている。

今後の処理方針

現在、今後進展が予想されている人口減少や高齢化社会に対応するためのコンパクトな都市構造の維持・形成を目的に策定する立地適正化計画と併せて、鉄道と路線バス等が一体的、総合的かつ持続的に機能する公共交通網を形成するための地域公共交通網形成計画を策定しており、また、当市と周辺市町村を結ぶ公共交通ネットワークに関しては、県が中心となり関係市町村を交え検討を行っております。

このため、これらに基づき県や周辺市町村と連携しながら、まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの再構築に取り組んでまいります。

担当：都市政策課 交通政策推進室 主幹 若松義人 内線913

弘前商工会議所要望事項

要望事項 20

弘前城北公園交通広場の更なる整備充実と広報活動強化による利用率の向上について

要望事項の内容

弘前城北公園交通広場は、交通に関する知識・道徳を楽しみながら学ぶことができるなど、子どもたちの人気も非常に高い施設でございます。
つきましては、同公園の更なる整備の充実と、利用に関するPRの強化に努め、利用率の向上を図っていただきますよう要望いたします。

都市環境部 都市政策課

市の処理方針

経緯

弘前城北公園交通広場は、国際児童年及び弘前市制90周年記念事業の一環として、子どもたちが交通遊具を利用し、遊びながら交通ルールと交通道徳を体得することを目的に昭和54年7月に設置されております。

【設備の概要】

- ・ D51型蒸気機関車 1両 ・ ミニSL機関車 1/10 2両
- ・ ミニ新幹線 2両 ・ ミニSL客車 4両
- ・ バッテリー式ゴーカート 21台
- ・ 信号機、踏切警報機、踏切遮断機 各2基
- ・ 管理棟及び研修等 各1棟
- ・ シンボルタワー 1基 ・ 日よけテント 5張

今後の処理方針

弘前城北公園交通広場は、昭和54年7月の開園以来、小学校就学前の保育園や幼稚園の園児に対する交通安全教育の施設として、多くの子どもたちに利用されております。

また、土・日祝日及び小学校の夏休み期間中には、親子で交通ルールを学ぶことができることから、たくさんの親子連れの方々に利用されております。

このほか、指定管理者の自主事業として子ども向けの運転免許証の発行や高齢者の自転車マナーアップ大会の開催など、子どもからお年寄りまで広く利用機会の創出に努めております。

しかしながら、交通安全教育に必要な設備は整っているものの、老朽化が進んでいることから、指定管理者とともに引き続き安全に利用できるよう計画的に修繕や更新を行い、施設の維持を図っていくほか、今後もホームページや広報ひろさき、アップルウェブなどで施設の周知に努め、利用率向上に向けても取り組んでまいります。

担当：都市政策課 交通政策推進室 主幹 若松義人 内線913

弘前商工会議所要望事項

要望事項 21 カラス・害虫被害対策について

要望事項の内容

市民生活の快適性を脅かし、また観光都市としての名声を汚すことのないよう、カラス被害の防止とそのふん害による清掃対策・駆除対策の更なる強化徹底や害虫発生情報の発信強化を要望いたします。

都市環境部 環境管理課

市の処理方針

経緯

【カラス対策】

ごみ集積所でのカラスによる生ごみ食い荒らし対策として、黄色防鳥ネットを町会等へ貸し出ししております。平成25年度からは、ごみ集積ボックスを新たに設置する町会等に対し、設置に要する費用の一部を補助しております。

平成22年度からカラスが寄り付かない対策として、高層建物管理者等にテグスを無償で配布し設置を依頼しており、設置方法に関する情報も提供しております。また、平成23年度から自宅や事業所付近のカラスの追い払いに役立ててもらうため、高輝度LEDライトの貸し出しを行っております。

道路等への糞害については、テグス設置等の停留対策を実施している地域は被害がなくなったものの、未対策地域は依然として糞害が見受けられているのが現状です。このような地域には、市から提供したデッキブラシにより自主的に清掃をしてもらう、または道路上の糞については道路管理部署が清掃することで対応しております。

カラスの個体数調整のため、平成24年度から箱わなによる捕獲を実施しております。当初2基体制でしたが、平成25年度に1基、平成26年度には3基を増設し、現在6基体制で実施しております。また、農村地域では、鳥獣害被害対策として、銃器により毎年約1,000羽程度を駆除しております。

カラス対策には市町村の枠組みを超えた協力が必要であることから、黒石市と連携して、個体数調査等を実施しております。併せて、近隣市町村である平川市・板柳町・藤崎町・大鰐町・田舎館村・西目屋村とも情報を共有しております。

【害虫対策】

不快害虫である「アメリカシロヒトリ」の大量発生により、樹木が食害されるなど、景観への影響が懸念されており、市では町会連合会の「防除用薬剤購入費補助事業」に対する補助や、町会を対象とした「動力式薬剤噴霧機の無償貸出」を実施しております。

また、エリア担当職員を通じて、各町会へ「アメリカシロヒトリ」の発生情報を提供しているほか、国や県などの関係機関に対しては、早期対応の協力依頼をするなど、被害の拡散防止に努めております。

今後の
処理
方針

【カラス対策】

捕獲やごみ集積ボックス設置費補助等の対策を継続するとともに、停留対策として、カラスが頻繁に停留する場所（高層建築物など）へのテグスの設置やライトなどによる追い払い等、ビルの管理者や市民などへのカラス対策への協力についても引き続き依頼してまいります。

また、カラス対策には広域的な取組が必要であることから、近隣市町村と情報を共有し、連携を強化してまいります。

さらに、実施している対策事業の検証や、駆除に伴う適正な個体数の解析等を進め、弘前市の実状を考慮したカラス対策の構築に努めてまいります。

【害虫対策】

薬剤購入費の補助及び動力式噴霧機の無償貸出については、継続して実施いたします。

また、「アメリカシロヒトリ」対策は、発生初期での駆除が効果的であることから、発生時期を予測するため、気象条件（気温、降水量など）との因果関係について、データ収集及び検証を行っているところであります。そのほか、現在、市ホームページで発生状況を公表できるよう準備を進めております。

担当：カラス対策 環境事業所 環境事業係 主事 三浦 渉 内線506
害虫対策 環境管理課 環境保全係 主事 古川 真樹 内線215

弘前商工会議所要望事項

要望事項 22 ごみのリサイクル率アップのための更なる取り組みについて

要望事項の内容

現在、弘前市のごみのリサイクル率は全国平均に遠く及ばないばかりでなく、県内においても最下位となっております。また一人一日あたりのごみの排出量も全国および県平均・他市と比較しても多くなっている中、愛知県名古屋市では「ごみ非常事態宣言」（集団回収等への助成強化、ごみ指定袋制度の導入等）を発表し、開始から2年間でごみの量が23%減少したというデータがあります。

つきましては、当市においても他市の先進事例を参考にするなど様々な取り組みを考察し、リサイクル率向上に向けて更なる積極的な取り組みを要望いたします。

都市環境部 環境管理課

市の処理方針

経緯

当市では、平成23年度に策定した「弘前市ごみ処理基本計画」の中で、「平成27年度までに市民1人1日当たりのごみ排出量を980gに減量し、リサイクル率は25%を達成する。」という目標を掲げて、市民や事業者のみなさんと共にごみの減量・資源化に取り組んでまいりました。

しかしながら、平成27年3月に国から公表された平成25年度の青森県全体のごみ排出量は、全国で46位、リサイクル率は全国44位となっております。

またその中でも、弘前市の市民1人1日当たりのごみ排出量は、1,310gで県内39位、リサイクル率は10.9%で県内29位と、下位に低迷している状況です。

弘前市のごみ処理の状況の特徴としては、事業系ごみの割合が非常に高く、全国平均の1.8倍もの量が市内の事業所から排出されております。

これを受けて今年度、焼却施設に持ち込まれる事業系ごみの調査を行ったところ、リサイクル可能なダンボールなどの古紙類や、本来産業廃棄物として処理すべきものが多く含まれていることを確認したことから、まずは事業所から出されるごみの早急な対策が最優先課題であると考えております。

今後の処理方針

今後市では、平成28年度からを計画期間とする新たな「弘前市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、それに基づき、様々なごみの減量・資源化の施策を行ってまいります。

ただ、先に述べた事業系ごみへの対策は、新計画の策定と並行して早急に実施する必要があると考え、現在、各事業所を訪問し、ごみの排出削減と適正化へ向け、理解を求めているほか、平成28年4月からは、焼却施設へのリサイクルできる古紙類の受入制限を行うとともに、ごみ処理施設での廃棄物処分手数料の引き上げを行うことといたしました。

今後は、各家庭においても、ごみの排出削減・再資源化に向け、さらなる意識啓発を図っていくとともに、商工会議所会員各位をはじめ、市内全ての事業者の皆様にも、ごみの減量・資源化、適正な排出へのなお一層のご協力をいただきながら、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会のまちづくりを推進してまいります。

担当：環境管理課 資源循環係 係長 福士太郎 内線450

今後の弘前商工会議所要望事項

要望事項 23 農商工連携と6次産業化に対する支援について

要望事項の内容

地元農産物による新商品開発など農商工連携による農産物の高付加価値化と6次産業化への支援について、下記について要望いたします。
 地元特産品を積極的に活用するための一次加工体制の仕組みづくり。
 農商工連携事業や6次産業化による新商品開発・販路開拓への支援。
 農業者側の取り組みを促進してもらうための農林部と商工振興部の連携による推進。
 各種支援制度については、申請スケジュールなど利用する側にとって利用しやすい制度の構築。

農林部 農業政策課
 商工振興部 産業育成課

市の処理方針

経緯

- 23.2 「6次産業化のための囲炉裏端座談会」を開催し、地域で6次産業化に取り組んでいるリーダーや行政関係者による取り組みの現状、課題、今後の展開方法等について意見交換を実施。
- 23.3 「6次産業化事業の推進に係る打合せ」を開催し、関係事業者及び関係機関・市町村による、6次産業化関連事業の概要と同事業計画の内容等について打合せを実施。
- 23.4～ 農商工連携、6次産業化を通じた食産業振興を事業化。外部専門家による相談・コーディネート事業やセミナーの開催、新商品開発助成、展示商談会への出展など、開発・生産・販売、人材育成など多岐にわたる施策を展開。
- 23.6～27.2 市内の事業者が申請した、6次産業化に取り組むための「総合化計画」15件が国から認定を受ける（東北最多）。
- 27.5 「食産業」「アパレル産業」「精密・医療産業」を地域産業の重点3分野として、その育成を強化することとした「弘前市産業振興基本方針」を策定。

食産業振興事業（H22～25年度）商品化実績 63品目

平成27年度事業内容

- 1) 食産業アドバイザー派遣事業
- 2) 展示商談会「こだわり食品フェア2016（東京）」出展
 「旭食品フーズ2016（神戸）」出展
 「カナカン2016春季総合企画展示会（金沢）」出展
- 3) 食産業促進勉強会の開催

農商工連携や6次産業化の取組みを通じて、農産物の高付加価値化と収益拡大を図ることは、競争力の高い地域産業を形成する上で重要な視点であると認識しており、これまで部局の垣根を越えて各種事業を進めてきたところ です。

平成27年5月に策定した「弘前市産業振興基本方針」の中で、『食産業の基盤となる加工場の整備』を強化方針の一つとして掲げており、その方針に基づき地場産品加工による付加価値を生み出す食産業の育成を目指してまいります。

具体的には、産業育成課が所管する(1)「重点3分野強化コーディネーター」による助言・指導、(2)「重点3分野強化促進費補助金」による設備投資への支援、(3)「工場等立地奨励制度」の活用のほか、外部資金獲得の支援などを行ってまいります。

地元農産物加工支援事業費補助金により、付加価値の高い商品づくりを進めるため、生産者や食品事業者の商品開発及び販路開拓の支援を行います。

また、これまで当市がブース出展していた東京の展示商談会に加え、新たな販路開拓として神戸市や金沢市で開催される展示商談会にも出展してまいります。

相談事業に対する情報共有を行うほか、商工振興部事業の展示商談会には生産者にも出展していただくよう努めてまいります。

これまでの公募期間を設けた運用から、随時募集に変更するなど、利用者にとって使いやすい制度変更を心がけてまいりました。引き続き、生産者や食品事業者に対して、相談・商品開発及び販路拡大に係る様々な施策を行うことで、農産物の高付加価値化と収益拡大を図る取組みを積極的に進めてまいります。

今後の
処理方針

担当：農業政策課 農産係長
産業育成課 産業育成担当主事

成田 政嗣 内線585
猪股 豪 内線960

弘前商工会議所要望事項

要望事項 24 りんご産業の推進について

要望事項の内容

日本一の生産量を誇る弘前市のりんご産業の推進として下記について要望いたします。

農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化。

放任園地の有効活用と取得支援。

機材等の貸与制度等各種支援制度の拡充。

りんごの消費拡大、販売強化に向けてのトップセールス強化。

輸出推進などの対策強化。

「アップルパイのまち 弘前」が全国に広く周知されるまでの強力で長期に渡る宣伝事業の実施。

アップルパイの更なる高品質化のための研究への支援強化。

農薬散布農家に対しての散布技術の教育、隣接地・他作物に対する飛散防止の啓発や農薬散布設備整備の支援強化。

農薬散布農家から散布時期、時間、市用薬剤等の報告を取りまとめ隣接農家や住民に周知するという仕組みづくり。

農林部 りんご課
農林部 農業政策課
農業委員会事務局
観光振興部 観光政策課

市の処理方針

経緯

農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化について

農業後継者等の育成や確保については、農業者自身におかれましても対策等は講じていることかと存じますが、市では最も重要な課題であると考えております。支援策として、後継者に対しては、りんご生産に関する技術や農業経営に関する知識を習得させることにより、地域リーダーを育成するとともに、りんご生産技術等の継承を図ることを目的とした後継者育成事業（りんご産業基幹青年養成事業、りんご剪定士養成事業、りんご病虫害マスター養成事業）を行っております。また、農作業員の確保については、りんご農家が新規に農作業員を雇用する場合、研修に要する期間の賃金に対する支援（農作業支援雇用対策事業）を行っております。

さらに、平成27年度からは、大学生や社会人に職業としての農業の体験機会を提供し、担い手の育成・確保を図る取組として、「ひろさき農業インターンシップ事業」を実施しております。

このほか、国では青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、平成24年度より「新規就農・経営継承総合支援事業」を実施し、就農前の研修段階の青年就農予定者や経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対し「青年就農給付金」を給付しており、市としても、これらの制度を積極的に活用しながら、将来の農業を担う青年就農者の育成・確保に努めているところであります。

放任園地の有効活用と取得支援について

農地法では農地の権利を有する者の責務として、効率的な利用を確保するよう定められております。

遊休農地となった放任園地は、農業委員会では農地の権利を有する者に対し、利用意向調査を行い、自ら耕作できない場合には農地の維持管理の指導やあっせん等を行うほか、所有者の依頼により農地の売買・貸借情報の提供・公開を積極的に行い、その解消に努めております。

また、公益社団法人あおもり農林業支援センターが、県から農地中間管理機構の指定を受け、平成26年度から、農地の集積や集約化を図り、生産性を向上させるため、機構が農地を借り受けて、意欲ある農業者へ貸し付ける農地中間管理事業を実施しております。

市では、機構と農地中間管理事業業務委託契約を締結し、農地の貸付希望者や借受希望者からの申込受付等を行っております。

機材等の貸与制度等各種支援制度の拡充について

農業者が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくためには、農業用機械の整備等が必要となっております。

このため、国では、人・農地プランに中心経営体として位置づけられた農業者が、融資等により農業用機械等を導入する場合、融資等の残額（自己負担部分）について事業費の3割を上限として補助する「経営体育成支援事業」を行っており、市としても、この制度を積極的に活用しながら、意欲的な農業者が行う農業用機械等の導入を支援しているところであります。

そのほか、りんごの安定生産、省力化、低コスト化に向けた取り組みを支援し、生産力の強化を図ることを目的とし、「りんご園等改植事業」・「りんご防除機械等導入事業」・「果樹共済加入促進対策事業」など、多様な事業を実施し、農業者支援を行っております。

経
緯

りんごの消費拡大、販売強化に向けてのトップセールス強化について

りんごの消費拡大のため、平成23年度から東京・大阪をはじめとした消費地で「弘前産りんごPRキャラバン」を開催しております。平成23年度全国9エリアから26年度までに11エリアに拡大、併せて全エリアにおいて「弘前アップルウィーク」を実施しております。

輸出推進などの対策強化について

原発事故の影響による各国のりんご輸入規制の解除や輸出環境の正常化を、県を通じ国に働きかけてきました。

また、果物交流を図っている台湾台南市でのりんごキャンペーンの継続実施、関係機関（県・青森県農林水産物輸出促進協議会など）と連携しながらの新たな市場調査、輸出セミナーの開催や支援事業による輸出促進に向けた取組みを行っております。

「アップルパイのまち 弘前」が全国に広く周知されるまでの強力で長期に渡る宣伝事業の実施について

平成24年度から官民一体となって「りんご王国推進会議（平成25年度まではまちなかりんごだらけ実行委員会）」を組織し、弘前が誇る「りんご」や、アップルパイを含む加工品等を様々なイベントでPRしております。

また、旅行雑誌にアップルパイに関する広告を掲載し、首都圏や大阪等でのイベントやエージェント訪問では、アップルパイガイドマップを積極的に配布するなど、あらゆる機会を捉えて宣伝活動を行っております。

<p>経緯</p>	<p>アップルパイの更なる高品質化のための研究への支援強化について 6次産業化による農業所得向上のため、付加価値の高い商品づくりを進めるための商品開発や催事出店への支援を積極的に行っております。</p> <p>農薬散布農家に対しての散布技術の教育、隣接地・他作物に対する飛散防止の啓発や農薬散布設備整備の支援強化について 農薬散布については、これまでも青森県をはじめ、各関係団体において、指導及び注意喚起を行ってきたところです。 また、個別の相談案件についても、関係各課の協力を得て対応しているところです。 なお、で紹介している「りんご防除機械等導入事業」のスピードスプレーについては、農薬飛散を低減するドリフト低減ノズル付きであることを条件としています。</p> <p>農薬散布農家から散布時期、時間、市用薬剤等の報告を取りまとめ隣接農家や住民に周知するという仕組みづくりについて 農薬散布時期については、「青森県りんご病害虫防除暦」を基準として作業しております。この中で散布時期や使用薬剤等について明記されております。 散布にあたり、事前に周辺住民に対し、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先と十分な時間的余裕をもって幅広く周知することとしています。他に迷惑を掛けないよう心がけることが大切です。</p>
<p>今後の処理方針</p>	<p>農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化について 引き続き国の事業を活用しながら、就農に係る負担軽減及び就農後の定着が図られるよう給付事業等の支援策を講じ、りんご農家の育成・確保に努めてまいります。</p> <p>放任園地の有効活用と取得支援について 引き続き農地中間管理事業による担い手への農地集積を進めるほか、遊休農地の所有者以外にも利用意向調査を実施し、離農意向の農家に対し、遊休化する前に農地のあっせん等を行うなど、農地の活用促進を図ってまいります。 同時に、引き続き農地中間管理事業の周知を図り、農地の貸付希望者や借受希望者の掘り起しを行い、放任園地の有効活用が促されるよう努めてまいります。</p> <p>機材等の貸与制度等各種支援制度の拡充について 引き続き、国の「経営体育成支援事業」を活用しながら、農業用機械等の導入に係る農業者の負担軽減を図るよう支援してまいります。 また、農業者の要望を伺いながら、広くご利用いただけるような支援制度づくりを心掛け、事業実施に努めてまいります。</p> <p>りんごの消費拡大、販売強化に向けてのトップセールス強化について りんごの消費拡大を目的とした「弘前産りんごPRキャラバン」を、継続で実施していることから、市場・青果会社等との関係強化が図られ、弘前産りんごに特化した売場による「弘前アップルウィーク」の店舗数・取扱数量は増加傾向にあります。 今後も、これまでの取組みをベースとしながら、市場や店頭でのトップセールス、新聞・TV等のメディア活用、自治体や企業等への表敬訪問など、各エリアの特性に合わせた活動を展開しりんごの消費喚起を図るほか、開催エリアの見直し・拡大を検討し販路の開拓・拡大に努めます。</p>

輸出推進などの対策強化について

輸出の推進については、青森りんごの評価が高い台湾台南市との果物交流を継続してきたことにより、台南市を足掛かりに、新北市・台中市 2 都市への拡大に繋がりました。

今後も、交流事業を継続し新たな販路拡大を図ってまいります。

また、輸出候補国での市場調査や商談に対する支援に加え、新たに輸出先の開拓や販売促進に係る支援策を増強して、りんごの輸出促進を図ってまいります。

「アップルパイのまち 弘前」が全国に広く周知されるまでの強力で長期に渡る宣伝事業の実施について

「りんご王国弘前」をコンセプトに、全国各地で開催されるイベント等でアップルパイの販売やPRを積極的に行い、雑誌やりんご王国ウェブサイトなどの広告媒体を活用するなど、効果的なPRに努めてまいります。

また、北海道新幹線開業や青函DC（平成28年7月～9月）を最大限活用できるように、クーポン等の企画検討や、旅行会社への商品造成働きかけなど、長期的なPRを展開します。

アップルパイの更なる高品質化のための研究への支援強化について

引き続き、付加価値の高い商品づくりを進めるため、新商品開発に係る助成を行いながら、差別化された収益性の高い商品開発を支援し、農・商・工業者それぞれの経営環境の改善に努めてまいります。

農薬散布農家に対するの散布技術の教育、隣接地・他作物に対する飛散防止の啓発や農薬散布設備整備の支援強化について

引き続き、各関係団体と協力し、指導及び注意喚起を促しながら、HP等を利用して周知に努めます。

農薬散布農家から散布時期、時間、市用薬剤等の報告を取りまとめ隣接農家や住民に周知するという仕組みづくりについて

引き続き、各関係団体と協力し、指導及び注意喚起を促しながら、HP等を利用して周知に努めます。

担当：りんご課	販売促進係	課長補佐兼係長	笹 秀昭	内線 5 8 7
りんご課	生産振興係	主幹兼係長	高谷 一豊	内線 9 1 1
農業政策課	計画推進係	主査	中谷 陽	内線 5 7 9
農業政策課	農業振興係	係長	木村 淳子	内線 5 8 1
農業政策課	農産係	係長	成田 政嗣	内線 5 8 5
農業委員会	農地係	係長	石岡 博之	内線 4 8 9
農業委員会	農政係	係長	伊藤 靖記	内線 5 5 4
観光政策課	企画戦略係	主事	鳴海 孝昭	内線 2 3 2

弘前商工会議所要望事項

要望事項 25

「弘前の地酒とシードルで乾杯条例」の早期制定について

要望事項の内容

弘前独自の物産、食文化への更なる関心向上に向けた取り組みとしての「弘前の地酒とシードルで乾杯条例」を理念条例としての早期制定を要望いたします。

商工振興部 商工政策課

市の処理方針

経緯

名峰岩木山の恵みを受けた本市は、江戸時代から続く老舗など日本酒の蔵元が7つもある、県内でも有数の地酒づくりが盛んな地域です。世界規模や全国規模の大会においても金賞を受賞するなど、本市の日本酒に対する評価は大変高いものであるといえます。

【弘前産日本酒の金賞受賞歴】

・国際ナショナルワインチャレンジ S A K E 部門

平成25年4月 六花酒造 大吟醸じょっぱり

齋藤酒造 六根 翡翠 純米大吟醸酒

平成26年4月 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い

・全国新酒鑑評会

平成26年度 六花酒造 じょっぱり

三浦酒造 豊盃 等

また、りんご果汁でつくるシードルの製造所も3つあり、市でも5月にりんご公園でシードルナイトを開催するなど、普及啓発に努めております。

【今年度の取り組み】

・既に条例を制定している自治体へのアンケート調査

(平成27年6月実施 照会：36自治体 / 回答：31自治体)

・広報ひろさき・市ホームページでの啓発

(平成27年12月実施 「年末年始は弘前のお酒で乾杯」)

今後の処理方針

乾杯条例は、平成25年1月に京都市が制定して以来、全国各地で制定が相次いでおり、本県においても平成26年11月から黒石市が施行しています。

本市において乾杯条例を制定することは、弘前独自の物産、食文化への更なる関心向上に向けた取り組みの一つとして考えられます。

平成27年6月に、既に条例を制定している自治体に対して行ったアンケート調査では、「条例制定は大きな効果があった」が6%、「少し効果があった」が74%の回答を頂いておりますが、「条例を制定することが目的ではなく、地域に即した取り組みを行うことが重要」や、「嗜好品のため、好まない人への配慮が必要」、「条例制定後も条例の主旨等PRできる場を作っていくことが必要」などのご意見も頂いております。

今後は、アンケート調査の結果を踏まえて、地酒(シードル含む)の認知度向上による消費拡大のための具体的な取り組みなどを、貴所、弘前市物産協会及び市で構成するBUYひろさき推進本部においてまずは議論し、計画を立ててまいります。その上で条例化についても協議してまいります。

担当：商工政策課 物産振興室 主事 奈良 賢太郎 内線252

弘前商工会議所要望事項

要望事項 26

J R 弘前駅中央口における大型観光バス発着に関する柔軟な対応について

要望事項の内容

現在、J R 弘前駅城東口においては4台駐車可能なバスプールの設置に加え、ねぶたまつり期間中の緑地帯の開放等に対応しておりますが、中央口においては、現在のところ大型観光バスの発着ができない状況です。今後、青森・函館ディスティネーションキャンペーンや豪華客船入港などにより観光客の増加が見込まれる中、中心市街地回遊の観点からも、大型観光バスの発着について需要に応じて関係機関（J R、弘南バス、弘前ハイヤー協会等）と調整を図りながら柔軟な対応を要望いたします。

観光振興部 観光政策課
都市環境部 都市政策課

市の処理方針

経緯

J R 弘前駅中央口については、交通、運輸、商工関係者らと計画について検討を重ね、交通結節点としてタクシープールや路線バスの乗降場、一般車両の乗降場を整備しております。バスプールについては、弘前駅城東口広場に4台駐車できるバスプールがあるほか、弘前さくらまつり及び弘前ねぶたまつりの期間には、バスプールとして弘前駅城東口緑地を開放しております。

今後の処理方針

弘前駅中央口広場には、タクシー乗降場や路線バスの停留所が配置されており、観光バスを待機させるスペースを確保できないことから、現時点では新たにバスプールを整備する予定や臨時のバス乗降場を設置する予定はございません。

また、弘前さくらまつりの期間については、郊外に臨時無料駐車場を設置し、土手町までの無料シャトルバスを運行することにより、街歩きによる中心市街地回遊への誘導を図るとともに、中心市街地の慢性的な渋滞解消に努めているところであります。

特に多くの観光客が当市を訪れる弘前さくらまつりや弘前ねぶたまつりの期間については、大型観光バスを弘前駅中央口に誘導することにより付近の交通渋滞を助長するおそれがあると考えられることから、大型観光バスについては、平常時も含めて弘前駅城東口のバスプールをご利用いただきますようご理解をいただきたいと考えております。

担当：観光政策課政策調整担当 主査 木村 幸生 内線535
都市政策課計画係 主幹兼係長 中村 洋幸 内線536

弘前商工会議所要望事項

要望事項 27	外国人旅行者に対する弘前駅周辺の案内図、看板等の整備促進について
---------	----------------------------------

要望事項の内容

現在、弘前市においてはインバウンド観光の推進を強力に行っておりますが、当市の玄関口であるJR弘前駅周辺の公共交通機関への誘導案内について、外国人旅行者側から見た場合、見づらくわかりづらい表示となっております。

つきましては、JR弘前駅周辺の案内（特に外国語表記）について、今一度外国人観光客の視点に立って検証を行い、公共交通機関への誘導等の整備を行っていただきますようお願いいたします。

観光振興部 国際広域観光課
都市環境部 都市政策課

市の処理方針

経緯

市が設置している既存の観光案内板や標柱については、設置後、掲載内容の更新や見直しが行われていないため、古い情報のままになっているものや、経年劣化による破損のほか、表示が見えづらくなっているものなどが散見されている状況にあります。

- ・平成21年度 市街地観光案内標識 見直し工事
- ・平成23年度 市街地観光案内標柱 設置工事
- ・平成27年度 ミシュラン・グリーンガイドジャポン看板
設置予定（場所：JR弘前駅建物）

- ・その他、市内マップ（4か国語：英語、韓国語、繁体字、簡体字）や100円バス（英語版）チラシを、弘前市観光案内所（JR弘前駅自由通路内）に設置。

また、多くの外国人が、JR弘前駅を訪れると思われる日（クルーズ船来航）には、JR弘前駅改札出口に臨時的観光案内所を設置し、公共交通機関へスムーズな誘導に努めております。

今後の処理方針

外国人観光客のスムーズな誘導対応については、受入環境整備の一環として、市街地全域で今後対応していかなければならない案件であると認識しております。

特に、市の玄関口であるJR弘前駅近辺については、今後、個人での外国人観光客の増加が想定されることから、重要度が高いと考えておりますので、効果的な誘導に努めてまいります。

平成28年度事業で、JR弘前駅に公共交通機関への誘導を図る5言語（日本語、英語、韓国語、繁体字、簡体字）の案内板設置予定。

担当：国際広域観光課 国際広域観光係 係長 成田真也 内線532
都市政策課 交通政策推進室 主幹 若松義人 内線913

弘前商工会議所要望事項

要望事項 28

鍛冶町地区における観光客などの集客を図るための環境整備について

要望事項の内容

弘前市中心街に位置し、当市の歓楽街として存在する鍛冶町地区が最近はやや衰退傾向にあります。
つきましては、今後の鍛冶町地区の活性化を図るため、近年増加傾向にある海外観光客へ対応した観光案内板の設置など、適時適宜で継続的な施策と環境整備の強化を要望いたします。

観光振興部 国際広域観光課
観光振興部 観光政策課
商工振興部 商工政策課

市の処理方針

市が設置している既存の観光案内板や標柱については、設置後、掲載内容の更新や見直しが行われていないため、古い情報のままになっているものや、経年劣化による破損のほか、表示が見えづらくなっているものなどが散見されている状況にあります。

経

平成21年度 市街地観光案内標識 見直し工事

緯

平成23年度 市街地観光案内標柱 設置工事

平成26年度 ミシュラン・グリーンガイドジャポン看板設置
(弘前市立観光館・弘前公園)

平成27年度 ミシュラン・グリーンガイドジャポン看板設置予定
(JR弘前駅建物内)

今後の処理方針

海外観光客へ対応した観光案内板については、鍛冶町地区に限定したのではなく、国内外の観光客の受入環境整備の一環として、市街地全域で今後対応していかなければならない案件であると認識しております。

既存の観光案内板の情報更新や多言語化を進めていく中で、より案内効果の高い内容や設置場所なども含めて検討してまいります。

担当：国際広域観光課 国際広域観光係 係長 成田真也 内線532
 観光政策課 企画戦略係 係長 佐藤大介 内線535
 商工政策課 商業振興係 係長 山内浩弥 内線961

弘前商工会議所要望事項

要望事項 29 岩木山の豊かな環境を活用した岩木地区の利活用について

要望事項の内容

岩木山の自然や環境を最大限に活用できるように民間や NPO 法人などを含めた総合的な岩木山利活用検討委員会の設置を要望いたします。

岩木総合支所 総務課

市の処理方針

経緯

弘前市経営計画では、岩木地区の地域資源を守り活かす取り組みとして NPO 法人「日本で最も美しい村」連合加盟事業を計画しています。

同連合は、失ったら二度と取り戻すことができない日本の農山村の景観・文化などの地域資源を守り活かし、地域の自立を推進するという理念のもと、地域づくりの運動に取り組む団体です。現在日本全国で 60 地域が加盟しています。また、世界連合にも加盟しており、その知名度や注目度が年々向上しています。

同連合へ加盟し、岩木地区の自然環境、文化等の地域資源を守り活かす取り組みを活性化することにより、観光的付加価値が高まり、地域資源の保護と地域経済の発展が期待できます。

市では、平成 27 年 11 月に、同連合への加盟主体となる団体を設立するために、岩木地区の活性化に取り組む住民・商工観光・農業・文化など各分野の団体等へ参加の呼びかけを行い、趣旨に賛同した 24 団体等で「日本で最も美しい村づくり岩木協議会」を設立しました。

今後の処理方針

「日本で最も美しい村づくり岩木協議会」において、岩木山をはじめとした岩木地区の自然や環境を最大限に活用した取り組みを検討してまいります。

担当：岩木総合支所総務課 地域振興係 主事 佐藤和広 内線 613

弘前商工会議所要望事項

要望事項 30 観光用人力車の導入の検討について

要望事項の内容

弘前城石垣修理事業で、弘前城の「曳屋」が全国的に注目を集めている現在、城下町の魅力を増加させ、更なる観光客を獲得するため、民間事業者や関係機関と連携し観光用人力車の導入・実施の協力、支援の検討を要望いたします。

観光振興部 観光政策課

市の処理方針

経緯

本市では弘前固有の歴史的風致の維持及び向上を図るため、平成21年度に弘前市歴史的風致維持向上計画を策定し、歴史的建造物やまち並みの保存・活用と地域の伝統的な活動による城下町弘前の歴史まちづくりを進めています。

人力車の運行は、平成27年11月7～8日に藤田記念庭園を会場に開催された「ひろさきハイカラ庭園」において、同庭園から弘前公園追手門周辺まで実施されました。

今後の処理方針

人力車の運行は歴史的建造物や街並みが多く残る当市の魅力を旅行者に楽しんでもいただくツールの1つに成り得るものと捉えられます。

ただし、当地は全国有数の豪雪地帯であるため冬期間の運行などを含め、運用面や採算面で課題があります。

このような課題をクリアしたうえで、民間事業者等が人力車の運行事業を実施する場合には事業の内容に応じて協力したいと考えております。

担当：観光政策課 政策調整担当 主幹 土岐康之 内線535

弘前商工会議所要望事項

要望事項 31 観光客に対するおもてなしについて

要望事項の内容

弘前市は、四季を通じて観光客が多く訪れるほかイベントも多く開催されており、県内外から訪れるお客様も年々増えております。
 つきましては、“お客様も地域住民も、ともに共感・共鳴できる感動と交流の場”という「弘前感交劇場」のコンセプトのもとに、事業者のみならず一般市民も含めた「おもてなし」に対する啓発運動や祭り開催前には「おもてなしキャンペーン」等行うなど、弘前市全体で観光都市としてのおもてなしの機運の醸成を図っていただきますよう要望いたします。

観光振興部 観光政策課

市の処理方針

経緯

市では、観光ホスピタリティの向上のため、おもてなしガイド育成事業、よろこ弘前おもてなし事業の2点を弘前市経営計画に掲げ、政策を進めております。
 現在、当市では豊富な知識・経験を活かした温かみのある観光ボランティアガイドが活躍しており、観光都市弘前のイメージアップに大きく貢献しています。加えて、年数回の勉強会や、津軽ひろさき歴史文化観光検定の実施により、ガイドが可能な人材の予備軍ができております。
 また、弘前駅自由通路を活用し、イベントや臨時列車の運行に合わせ、津軽三味線の生演奏や特産品のふるまい等、弘前らしさをアピールすることで、歓迎ムードを醸成してまいります。
 インバウンド対策として、外国人旅行者の利便性を向上させるためサイン表示等の環境を整備するとともに、Wi-Fi利用可能エリアの拡大を図ってまいります。

今後の処理方針

当市観光ボランティアガイドの年間の案内実績は国内有数ですが、さらに多くのガイド並びに予備軍を育成し、様々な場面で観光客をおもてなしするべく活用する方法を検討してまいります。
 平成28年3月26日には北海道新幹線が開通し、弘前市の玄関口であるJR弘前駅にもさらに多くの観光客が来ることが予想されます。それを踏まえ、以前と同様、今後の再訪につなげるようなおもてなしの方法を検討・実行していくとともに、市民のおもてなしに対する意識の機運醸成を図ってまいります。
 弘前を訪れる外国人向けには、歴史的建造物に設置する説明板を多言語表記にしたり、設定するモデルコースの多言語パンフレットを作成・配布したりするなどして受入環境を整えるとともに、青森～中国（杭州・天津）便が平成28年春に就航することに合わせ、中国人旅行者受入セミナーを開催し、中国人を含めた外国人の理解を深めるよう努めてまいります（平成28年1月1回目開催）。

担当：観光政策課 企画戦略係 主査 田中 洋之 内線535

弘前商工会議所要望事項

要望事項 32 観光施設のトイレ整備について

要望事項の内容

現在、岩木山神社のトイレに洋式や身障者用が無く、そこを訪れる観光客の方々は不便さを感じている現状があります。
 つきましては、現在様々な観光客が訪れている中、岩木山神社を始めとした観光施設のトイレのうち、最低1つは洋式・身障者用に整備していただきますよう要望いたします。

観光振興部 観光政策課

市の処理方針

経緯

岩木山神社の公衆トイレ「安堵館」については、旧岩木町時代に、当時設置されていたトイレの老朽化による改修の要望等があったことから、昭和63年に全面改修工事を行い、お山参詣や神社への参拝者、岩木山への登山者など、多くのお客様に利用いただいております。
 しかし、安堵館をはじめとした観光施設のトイレにつきましては、身障者や高齢者の利用に配慮された環境に整備されていないものが見受けられる現状となっております。

今後の処理方針

岩木山周辺の観光振興を進めるうえで受け入れ態勢の整備が緊急の課題であると認識していることから、岩木山神社のトイレにつきましては、国の補助事業を活用し、平成28年度に改修工事を行います。工事の内容は便器の洋式化、身障者などの利用に配慮した車いす対応のスロープを備えた多目的トイレの設置などです。
 また、その他の観光施設のトイレにつきましても施設のバリアフリー化など、設備の充実を図っていく必要があると認識しておりますので、計画的に受入環境の整備を検討したいと考えております。

担当：観光政策課 課長補佐 石澤 淳一 内線542

弘前商工会議所要望事項

要望事項 33 弘前ねぶたまつり観覧に対する対応について

要望事項の内容

弘前市が全国に誇る弘前ねぶたまつり観覧につきまして、下記の検討を要望いたします。

ねぶた運行の前日からガムテープや敷物を使って場所取りをしている現状に対する場所取りのマナー遵守の呼びかけ。

観光客の方々に弘前ねぶたを存分に楽しんでいただくため、商店街等の協力のもと店舗前の無料または少額での観光客優先席や予約席の設置の検討。

観光振興部 観光政策課

市の処理方針

経緯

全国のみつりやイベントでは、観客の場所取り行為が過度に加熱し、まつり運営に支障が生じたり、観光客の方にまつりを十分に楽しんでもいただけない事例があることが報道されています。

弘前ねぶたまつりにおいては、弘前観光コンベンション協会が設置する有料観覧席を除き、すべての区域において自由に観覧することができることとなっております。

このことから、運行コース上の歩道にガムテープやシートを貼るなどの場所取りが行われており、観光政策課職員及び清掃委託業者が歩行に支障があるもの、飛散のおそれがあるものなどを撤去しております。

また、ねぶたまつりのチラシや路上看板を用いて、歩行の妨げとなる場所取りをやめるよう、マナー向上の啓発を行っております。

今後の処理方針

平成27年度から弘前ねぶたまつりの主催者として、弘前ねぶたまつり運営委員会を設立し、まつりの運営については運営委員会の実務機関である実務者委員会を立ち上げ、関係団体が協議し、進めていくこととなりました。

過度な場所取りの自粛や、場所取りが歩行の妨げや、歩行者や車両の通行に危険を及ぼすことなど、場所取りに係るマナー向上の意識啓発についても運営委員会において協議してまいります。

また、観光客の方々に弘前ねぶたを存分に楽しんでいただくため、商店街等の協力のもと店舗前の無料または少額での観光客優先席や予約席の設置の検討については、市内商工業者で組織する貴商工会議所の商店街への強いリーダーシップが不可欠であると考えておりますので、主催者の一員である貴商工会議所や商店街振興組合が加入する実務者委員会で協議してまいります。

担当：観光政策課 4 大まつり振興室 室長 佐藤 記一 内線542

弘前商工会議所要望事項

要望事項 34	北海道新幹線新函館駅開業後のさらなる誘客等の検討・実施について
---------	---------------------------------

要望事項の内容

現在、北海道新幹線新函館駅開業を見据え、弘前市と当商工会議所は連携しながら、交流人口の増加による経済活性化を図るべく、函館市との共同のもとに様々な事業を展開しております。

つきましては、開業後の函館市からの外国人観光客含めた誘客や津軽海峡を挟んだ旅行商品の開発、物産出店、イベント交流など行政としてさらなる施策の検討・実施を要望いたします。

観光振興部 国際広域観光課
商工振興部 商工政策課

市の処理方針

経緯

主な函館市との連携事業
【平成27年度】
< イベント・物産出店関係 >
函館・東北チャリティプロモーション2015
函館グルメサーカス
はこだてクリスマスファンタジー 等

< 旅行商品開発関係 >
台湾への合同トップセールス
台湾やタイなどの旅行博覧会で共同PR
青函圏観光都市会議でのPR冊子作成

今後の処理方針

函館市との連携については、平成23年の「第1回津軽海峡観光クラスター会議」を皮切りに、自治体のみならず貴所をはじめとする民間レベルでの交流など、オール弘前体制で取り組んでまいりました。

その結果、イベントや物産の交流、互いの特性を生かした民間事業者間での商品開発など、活発な連携が行われてきたところであります。

平成28年3月26日には、北海道新幹線新函館北斗駅が開業となります。青函圏観光都市会議では、これに合わせて青函圏周遊博を4月8日より実施し、旅行商品の開発など国内外の誘客をこれまで以上に強化してまいります。

連携イベント等については、平成27年度と同程度の実施・参加を予定しておりますが、一部のイベントでは弘前ねぶたを函館で運行するなど、ボリューム感を増したPRの実施も検討中ですので、引き続きオール弘前体制での連携を継続してまいりたいと考えております。

担当：国際広域観光課 国際広域観光係 係長 成田真也 内線532
商工政策課 物産振興室 主査 齋藤貴志 内線252

弘前商工会議所要望事項

要望事項 35 四大まつり運営委員会の設置について

要望事項の内容
 現在、弘前さくらまつり、ねぶたまつり、菊と紅葉まつり、雪燈籠まつりについては、まつりごとに委員会を設置・運営を行っております。
 つきましては、主催四者を中心に、より効果的・効率的な四大まつり運営体制を図り、「弘前感交劇場」のコンセプトのもと、ビッグデータ・オープンデータを活用し、オール弘前体制を構築することで山積している課題解決をめざす必要がありますので、まつり全体を運営する「四大まつり運営委員会」の早急な設置を要望いたします。

観光振興部 観光政策課

市の処理方針

経緯
 現在、四大まつりのうち、弘前さくらまつりは、弘前市、弘前商工会議所、（公社）弘前観光コンベンション協会及び（公社）弘前市物産協会が主催4者となり開催しています。
 また、弘前城菊と紅葉まつり及び弘前城雪燈籠まつりは、弘前市、弘前商工会議所、（公社）弘前観光コンベンション協会及び（公社）弘前市物産協会をはじめ関係団体で組織する実行委員会方式による開催となっております。
 さらに、弘前ねぶたまつりについても、平成27年度に、弘前市、弘前商工会議所、（公社）弘前観光コンベンション協会及び（公社）弘前市物産協会の従来の主催4者に、合同運行に参加するすべての参加団体で組織する弘前ねぶたまつり合同運行安全会議を加えた主催5者による弘前ねぶたまつり運営委員会を設立するとともに、運営委員会の実務機関として、まつり関係団体による弘前ねぶたまつり実務者委員会を設置し、まつり運営を行っていくこととしたところです。

今後の処理方針
 四大まつりについては、歴史と伝統を保持しながら、新たな取り組みやより魅力あるまつりにしながら、次の世代に受け継いでいくため、観光や地域振興に関係するより広い人々の協力が必要であると考えております。
 そのため、より広い分野の人々がまつりの企画、運営に参画できるよう、弘前さくらまつりについても実行委員会方式への移行を検討しているところであり、早期の委員会設置を目指してまいります。
 四大まつりのすべてが実行委員会方式へ移行した後、4つのまつりを通じた運営やコンセプトづくりなど、より魅力あるまつりへ発展させるため、四大まつりを総括する組織の設立を目指してまいります。

担当：観光政策課 四大まつり振興室 室長 佐藤記一 内線 542

弘前商工会議所要望事項

要望事項 36 ものづくり技術・伝統文化の継承と若手育成について

要望事項の内容

ものづくり技術・伝統文化の継承と若手育成について、下記について要望いたします。

インターンシップ受入企業に対する助成制度の創設など、ものづくり技術に触れる機会を維持するための施策。

インターンシップ受入事業所へ受入ガイドの継続。

地域独自の伝統文化や伝統工芸の素晴らしさを、幼少期からの教育現場で学んでもらうための仕組みづくり。

起業家育成を目的とした人材育成を行うための施策の検討。

津軽塗教育事業や弘前マイスター制度による出前事業の周知の継続。

商工振興部 商工政策課
商工振興部 産業育成課
教育委員会 学校指導課

市の処理方針

経緯

・ 市では、インターンシップの充実を図るため、学校と事業所との仲介を行っております。また、実施状況の調査を毎年実施しております。

市教育委員会では、小学校3・4年生に対する社会科教育の充実に資することを目的に、授業での副読本として「わたしたちの弘前」を毎年発行し、市内全小学校の3年生児童に配布しております。

その中の、県内の「特色ある地域と人々の暮らし」について扱う項目において、「津軽塗をつくる町、弘前市」と題し、代表的な伝統工芸品である「津軽塗」を10ページにわたって扱っております。そこでは、津軽塗の歴史や製作工程だけではなく、そのよさをより多くの人に知ってもらい、今後もその素晴らしい技術を継承していくための青森県漆器協同組合連合会等の取組を紹介し、小学校中学年の段階から、地元産業に目を向けることができるようにしております。

起業家育成を目的とした人材育成を行うため、以下の施策について実施しております。

平成24年度・創業・起業支援拠点「夢サポート工房」を弘前商工会議所内に設置し、インキュベーションマネージャーによる起業相談や起業創業支援セミナーを開催。

平成25年度・土手町コミュニティパーク内へ移転し「ひろさきビジネス支援センター」と名称変更。相談支援機能の拡充を図る。

・ 県融資制度「未来を変える挑戦資金」を活用する創業者に対し、市が保証料の70%を負担する補助制度を創設。

平成26年度・産業競争力強化法に基づく「弘前市創業支援事業計画」を策定し、国～27年度の認定を受ける。このことにより、支援を受けた創業者が株式会社を設立した場合の登録免許税の軽減や創業関連保証(無担保・第三者保証なし)の枠の拡大、創業2月前から実施される創業関連保証について、事業開始6月前からの保証が可能となるなど、減税や制度運用の拡大が図られている。

- ・ビジネスアイデアの事業化を図るため、コンテストの開催と「新分野チャレンジ支援事業費補助金」を創設。
- ・学生の起業家マインドの醸成や学生発ベンチャーの輩出の為に、「学生発ベンチャー創出支援事業費補助金」を創設

平成24年度からは優れた技能・技術者を弘前マイスターとして認定し、将来の地域産業を担う後進へ技術の継承を図るため、弘前マイスターの派遣や職場見学等を実行しております。

また、伝統工芸をはじめとする地場産業を支える人材を育成するため、青森県漆器協同組合連合会に補助金を交付し、津軽塗研修所を設置して後継者育成に取り組んでいるほか、同連合会が行う小・中学生を対象とした津軽塗の製作体験教育事業を連携しながら実施しております。

今後の
処理
方針

現時点で、助成制度の創設については考えておりませんが、受入企業のニーズや他市等の事例を調査してまいります。

受入ガイドについては、内容の修正を現在行っており、完了次第、適宜インターンシップ受入事業者に配付してまいります。

今後もこのような働き掛けを継続するとともに、義務教育9年間を一貫して、郷土「弘前」を計画的・系統的に学ぶ機会を検討しています。伝統文化や伝統工芸の素晴らしさを含め、他に誇るべき弘前の良さに気づき、主体的に関わろうとする児童生徒の育成に努めてまいります。

平成26年10月に策定した「弘前市創業支援計画」に位置づけている、ひろさきビジネス支援センターの業務をはじめとする特定創業支援事業の実施により、近年、県内三市の中で最も多くの起業家を創出しております。

今後も引き続き、商工会議所をはじめとする創業支援事業者と連携しながら、創業・起業セミナーや補助制度等の多様な支援策を工夫し、若手起業家の創業・起業を後押ししてまいります。

現在青森県漆器協同組合連合会が実施している津軽塗教育事業や弘前マイスター制度による出前授業をさらに周知し、積極的に活用してもらおうとともに、今後も、ものづくり技術の継承と人材育成を図ってまいります。

担当：商工政策課 就労支援係 係長 太田 泰輔 内線 9 1 8
 商工政策課 物産振興室 主事 工藤 翔 内線 2 5 2
 産業育成課 主事 小山 侑伸 内線 9 6 0
 学校指導課 指導主事 工藤 利彦 内線 7 3 7

弘前商工会議所要望事項

要望事項 37	学生対象の溶接技術講習会並びに溶接競技大会開催の際の支援について
---------	----------------------------------

要望事項の内容	<p>現在、弘前市においては学生を対象とした溶接技術競技大会は開催されておられません。溶接技術が「もの作り」の基盤技術となり工業分野でも中枢を占めるものでもあり、その技術伝承が就職率の向上の一翼を担うものであります。宮城県・福島県などでは競技大会が開催され、それが後継者の育成に寄与していることから、弘前市においても、競技大会が開催された場合には支援を要望いたします。</p> <p>あわせて、平成27年度に開催された溶接技術講習会には「建設業未来の人づくり事業支援補助金制度」による支援をいただきましたが、来年度につきましても引き続き同制度による継続支援を要望いたします。</p>
---------	---

商工振興部 商工政策課

市の処理方針

溶接競技大会については、現在まで開催されていないため、支援はしていません。

溶接技術講習会については、弘前地区溶接協会が、平成27年度に制度化した「弘前市建設業未来の人づくり事業支援補助金」を活用し、「高校生溶接塾」を実施いたしました。

【高校生溶接塾】

経緯	実施者 弘前地区溶接協会 とき 平成27年9月24日・10月5日・12月24日 対象 弘前工業高等学校機械科3年生 内容 実践的溶接技術の講習会 活用助成制度 弘前市建設業未来の人づくり事業支援補助金
----	--

溶接競技大会が開催されることになった場合には、支援について検討いたします。

また、「弘前市建設業未来の人づくり事業支援補助金」を活用した、実践的な溶接技術の講習会「高校生溶接塾」を、継続して支援してまいります。

今後の処理方針

担当： 商工政策課 就労支援係 係長 太田 泰輔 内線918

弘前商工会議所要望事項

要望事項 38

「弘前ブランド」を国内外へ発信できる施策の検討について

要望事項の内容

弘前市においては、国内外へ当市の地場産品の売り込みを見据え、下記の施策を検討していただきますよう要望いたします。

地元物産品の周知のための県外での比較的コンパクトなイベント(縁日や宵宮のような)や交流を行う仕組みづくりと支援の強化。

海外で行なわれている当市地場産品が出展できるような見本市への出展機会の創出や参加に対する助成制度。

商工振興部 商工政策課

市の処理方針

経緯

市では、当市物産の宣伝紹介及び販路拡大を目的に弘前市物産協会に対して補助金を交付しており、市と弘前市物産協会が連携して、百貨店催事や県外イベント、友好都市催事に出品等を行い、広く宣伝紹介に取り組んでおります。

現在、「ひろさきブランド販路開拓支援補助金」を交付し、中小企業者等が持つ独自の技術・製品及び工芸品の販路拡大、新規需要開拓の促進を図るため、国内・海外の見本市等への出展事業を支援しております。海外の見本市等への出展事業については、平成26年度から新たに支援対象としております。

今後の処理方針

要望のあった地元物産品の周知のための県外での小規模なイベントや物産等含んだ交流に対するしくみづくりについて、開催ニーズ等の把握に努めるとともに弘前市物産協会と協議の上、検討してまいります。

これまで、「ひろさきブランド販路開拓支援補助金」にて海外の見本市等への出展事業を支援しております。

今後、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)の大筋合意をきっかけに、輸出事業のチャンスととらえる事業者も出てくるものと予想されます。そのため、海外展開経験がない事業者から本格的に輸出事業への参入・事業拡大を目指そうとする事業者まで幅広く対象とし、引き続きTPP対象国を含めた海外への新たな販路開拓支援事業を実施してまいります。

担当：商工政策課 物産振興室 主事 工藤 翔 内線252

弘前商工会議所要望事項

要望事項 39 建設業の振興策について

要望事項の内容

弘前市においては、厳しい財政環境のなかにあつて公共工事などの投資的経費について、財源の工夫などによる事業確保等にご配慮をいただいているところであります。しかしながら建設業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますことから、建設業の振興策として下記について要望いたします。

安定的な公共工事の地元優先発注による技術者の就労促進と地元定着推進。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」、「建設業法」の基本理念に則り、（１）～（３）の施策を実施していただきますよう要望いたします。

（１）公共工事の品質確保のための担い手の中長期的な育成・確保の支援強化。

（２）業務委託契約及び建設工事最低制限価格の見直し。（人件費や資材等の高騰に伴い、採算が合わなくなっている現状を打破する為の最低制限価格の引き上げの実施）

（３）計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更。（工事一時中止等で伴う費用の算定見直し）

都市計画道路等の整備促進による雪対策の推進。

再生可能エネルギー（ソーラーパネル等）の更なる普及を図るための補助金の制定。

経営戦略部 法務契約課

都市環境部 都市政策課

都市環境部 スマートシティ推進室

商工振興部 商工政策課

市の処理方針

経緯

公共工事の発注に当たっては、競争性・透明性を担保しながら市内業者への発注を原則としております。技術者の就労・地元定着のためには事業者が適正な利益を確保することが必要であると考えられますが、本市では、ダンプ防止対策として最低制限価格制度を導入しております。また、若年者の地元企業への就職・定着を促すための事業（（１））を実施しております。

（１）建設業の人材不足、人手不足問題については、平成26年度から業界団体等と協議を始め、平成27年度において、弘前工業高校の生徒による工事現場見学を実施しております。

また、建設業関係の組合が主体的に担い手を確保、育成できるよう、「弘前市建設業未来の人づくり事業支援補助金」を制度化し、支援しております。

【工事現場見学】

平成27年5月13日

弘前市役所増築棟工事（掘削）見学

（弘前工業高等学校 建築科3年生）

平成27年9月1日・10月6日

弘前城曳屋工事現場見学

（弘前工業高等学校 建築科・土木科 全学年）

平成27年11月11日

弘前市役所増築棟工事（免震装置）見学

（弘前工業高等学校 建築科2年生）

【弘前市建設業未来の人づくり事業支援補助金】

平成27年9月24日・10月5日・12月24日

弘前地区溶接協会による弘前工業高等学校機械科3年生に対する実践的溶接技術講習会の実施

【高校生徒の意見交換会】

平成28年2月2日

建設業事業者と弘前工業高等学校建築科2年生との意見交換会(今後入職する高校生の生の声を聞くことで、今後の人材確保等に役立てるため実施。)

- (2) 最低制限価格の設定に当たっては、工事請負契約については「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」(公契連モデル)の改定に合わせて同水準に引き上げており、業務委託契約については、警備及び清掃業務では予定価格の85パーセントに相当する額、そのほかの業務では予定価格の65パーセントに相当する額としております。なお、警備及び清掃業務については、従前は他の業務委託契約と同様65パーセントでしたが、平成27年4月から85パーセントに引き上げたものです。
- (3) 工事発注に当たっては、従前から計画的な発注、適切な工期設定・設計変更に努めておりますが、平成26年の公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正(改正品確法)により、発注者が必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が掲げられました。

【道路の雪対策関係】

平成27年度

平成27年4月『弘前市融雪等推進基本計画～雪に強い街日本一～』(計画期間:平成27年度～31年度の5年間)を策定。

これは、『弘前市経営計画』及び『弘前型スマートシティ構想』を上位計画として策定した『弘前市雪対策総合プラン』並びに『弘前市除排雪計画書』及び『道路除排雪作業指針』に連動し、融雪等を核とした更なる総合的な雪対策を推進する基本計画としての位置付け。

自然エネルギーや未利用エネルギーについて市内全域を調査し、利用可能なエネルギーとして、()地下水、()温泉排湯、()下水処理水、()地下水熱、()地中熱、()排熱などを消雪や融雪の熱源としての活用と従来の機械除雪の改善にも取り組む計画。

まずは「車道幅や形状など道路特有の条件」、「住宅密集地域・通学路など地域が抱える問題」、「道路の交通状況」における評価から雪対策を行う道路の重要度の高い項目を設定。

その項目が多くあてはまる重要度の高い道路等について、()地下水を調査し、曲がり角や見通しが悪い道路、袋小路、急な坂道等の道路状態が悪い路線について散水消雪計画エリアとして設定。()若党町、元大工町周辺の河川水利用計画エリアと、これらのエリアに近接する下流地域で、散水二次利用計画エリアを消流雪溝計画エリアとして設定。()市街化区域内に点在する6カ所の雨水貯留施設を、地下水を散水して消雪する雨水貯留施設利用計画エリアとして設定。

その他、温泉排湯や下水処理水を利用した融雪層の設置、地下水熱や地中熱を利用した無散水融雪の実証を実施。

現在、進めている都市計画道路整備については、堆雪帯を設けたり、流雪溝をはじめとする消雪補助施設を設置したりするなど、冬期における積雪寒冷地を考慮した整備計画としていますが、財源である国の予算配分が厳しくなっています。

経緯

経緯	<p>【再生可能エネルギー関係】</p> <p>平成24～25年度 一般住宅への太陽光発電設備等の設置に対する補助制度を実施。</p> <p>平成26年度 太陽光発電設備の精度が年々向上しながらも価格相場は下がってきており、助成制度がなくても経済的メリットが出てきたことなどから、補助制度を廃止。</p> <p>平成24年度～27年度 防災拠点や避難施設などの公共施設に、ソーラーパネルをはじめとする再生可能エネルギー設備を導入。</p>
今後の処理方針	<p>公共工事発注に当たっては、引き続き競争性・透明性を担保しながら地元業者への発注を原則とするとともに、ダンプ防止対策として最低制限価格制度を継続します。また、若年者の地元企業への就職・定着を促すための事業（（1））を実施します。</p> <p>（1）「弘前市建設業未来の人づくり事業支援補助金」については、平成28年度についても継続して実施してまいります。また、来年度は既に、弘前工業高校生徒による「はるか夢球場」の改修工事の現場見学を計画しております。これらの補助金、見学等により、担い手の育成、確保に努めてまいります。</p> <p>（2）業務委託契約のうち建設関連業務（測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務）に係る最低制限価格については、貴会議所のほか、業界団体からの要望もあったことから、平成28年4月から予定価格の85パーセントに相当する額に引き上げます。また、工事請負契約に係る最低制限価格については、公契連モデルの変更があった場合は、その変更内容に応じて変更を検討します。</p> <p>（3）改正品確法の理念に基づき、引き続き計画的な発注、適切な工期設定・工期変更にも努めるとともに、設計変更ガイドラインを平成28年度中に策定する予定としております。</p> <p>なお、本市では、今年度から、工事発注時期の平準化のため、12月補正予算で債務負担行為（いわゆる「ゼロ市債」）を設定し、来年度実施工事の一部を今年度内に発注することとしております。</p> <p>今後、融雪等の整備を推進するに当たっては、該当するエリアの手法を前提に、その地域の道路形状、生活環境、施工性、経済性などを比較検討し、最適な整備手法を導き出し、拡大・延長を検討していきます。</p> <p>また、都市計画道路の整備にあたっては、消雪補助施設の設置などにより冬期間も安全で快適な道路交通、歩行者に優しい歩行空間を確保できるよう、国にも働きかけながら整備を計画的に進め、雪に強いまちづくりを進めてまいります。</p> <p>防災拠点や避難施設などの公共施設に、ソーラーパネルをはじめとする再生可能エネルギー設備を導入します。</p> <p>また、ソーラーパネルの活用と融雪対策を組み合わせ、新たな融雪システムの実証研究事業を実施しており、その状況等を勘案しながら、効果的な融雪システムが構築できた場合には、新たな支援制度の創設についても検討してまいりたいと考えております。</p>

担当：法務契約課 課長補佐 奈良道明 内線229
商工政策課 就労支援係 係長 太田泰輔 内線918
都市政策課 管理事業係 主幹兼係長 田中知己 内線446
スマートシティ推進室 室長補佐 菅野 洋 内線930

弘前商工会議所要望事項

要望事項 40 弘前市融資制度（特別保証融資）の予算枠の拡充について

要望事項の内容

弘前市の融資制度を利用する場合、年度末近くになると市の予算の都合で特別保証融資が活用できない場合があります。事業者側にとって、資金が必要になる時期は業種や業態によってさまざまであり、年度末に必要としている方が活用できないのは、非常に不公平感があるため、年度末でも利用できる制度として、予算枠の拡充を要望いたします。

商工振興部 商工政策課

市の処理方針

経緯

当市の特別保証融資の利用実績は年々上昇傾向にあります。平成24年度では、10月頃には、融資総枠の消化率が100%近い状況となったため、当該年度内に特別保証融資の融資枠を増枠し、10月以降に借入する中小企業者への資金需要に対応しました。

それ以降は増枠後の融資総枠を維持しております。

今後の処理方針

市では、「小口資金特別保証融資」だけでなく、「小口零細企業特別保証融資」、「事業活性化資金特別保証融資」、県融資制度である「未来を変える挑戦資金特別保証融資」等に対し、利子補給や保証料の補助を実施し、事業資金の調達を支援しております。

小口資金特別保証融資の予算枠の拡充につきましては、利子、保証料の財政負担が伴うため、現時点では困難ではありますが、今後の経済情勢等も踏まえ、不公平感のない融資制度の見直しについて検討してまいります。

担当：商工政策課 商業振興係 主事 畑井 美雪 内線259

弘前商工会議所要望事項

要望事項 41 マル経融資制度の利子補給の実施について

要望事項の内容

弘前市では、マル経融資制度に対する利子補給の実施は考えていないとの回答であります。現在、県内7商工会議所が所在する市のうち、この利子補給を実施していないのは弘前市と黒石市のみとなっております。日本政策金融公庫の融資制度を活用している事業者も市内には多くあり、市の特別保証融資とマル経の2つに対して利子補給をしていただくことで、市内で事業を行っている方を幅広く支援することができることから、マル経融資制度の利子補給の実施を要望いたします。

商工振興部 商工政策課

市の処理方針

経緯

市では、市内中小企業者の経営基盤の安定及び育成・振興を図るため、各種融資制度を通して、中小企業者に対し事業資金調達への支援をしてきております。

これまで市では、「小口資金特別保証融資」や「小口零細企業特別保証融資」、「事業活性化資金特別保証融資」、県融資制度である「未来を変える挑戦資金特別保証融資」に対し、利子補給又は保証料の補助を実施しております。

また、「商業近代化資金」については、資金用途が中心市街地域内での店舗の新築・増改築、商店街の共同施設の設置等に係るものに対し、特例を設け利子補給を実施していることに加え、平成26年度より、ショッピングセンター等の運営に要する資金も対象とし、地域の商業力の強化や魅力ある商店街の形成に極めて有効である事業に対しては融資期間や融資金額を拡充するなど、中小企業者への支援を強化しております。

今後の処理方針

市といたしましては、引き続き「小口資金特別保証融資」、「小口零細企業特別保証融資」、「事業活性化資金特別保証融資」などの市融資制度を運用し、これらについて利子補給又は保証料補助を実施するとともに、県融資制度と連携し、利子補給又は保証料補助を実施し、事業者の資金調達を支援していきたいと考えていることから、マル経融資制度の利子補給については、現時点では考えておりませんが、今後の経済情勢等も踏まえ、検討してまいります。

担当：商工政策課 商業振興係 主事 畑井 美雪 内線259

弘前商工会議所要望事項

要望事項 4 2 (仮称)弘前市総合産業振興計画の策定について

要望事項の内容

弘前市においては、昨年5月策定の「弘前市経営計画」や今年9月に策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において地域の産業力向上を図ることとしております。しかしながら、上記計画や戦略に記載の地域の産業振興を図るための施策としては、産業の現状分析含め今後の方向性を探るうえで、さらに踏み込んだ形での産業構造分析等が必要でございます。今後当市が豊かなまちとなるためには、他者からの要因に左右されない産業構造の構築が求められている中、現状の当市産業構造の更なる分析を行い、第1次産業から第3次産業において、各次産業の平準化を目指し、産業間の連携による新連携の促進といった産業構造に変わらなければならない時期にさしかかっております。

つきましては、弘前市においては中・長期的視野に立ち、官民一体となった地域経済活性化に向けた将来の方向性をお示しいただきたく、更に検討を加えた形での(仮称)弘前市総合産業振興計画の策定について要望いたします。

商工振興部 商工政策課

商工振興部 産業育成課

経営戦略部 ひろさき未来戦略研究センター

市の処理方針

【弘前市経営計画】

平成26年5月に策定した弘前市経営計画においては、「なりわいづくり(商工業振興)」の観点から「高い競争力を持った地域産業が育ち、多くの人々が訪れ楽しめるまち」を将来都市像に掲げています。これを実現するための4つの政策の方向性ごとにとり組内容を整理し、総合的に地域の産業力向上を図ることとしております。

- (1)「地域を牽引する産業の育成」...重点3分野(食産業、精密・医療産業、アパレル産業)の強化及び重点関連産業等の企業誘致推進
- (2)「商活動の活性化」...魅力ある商業地域の形成、関係団体との連携による地元生産品の販路開拓・拡大への総合的な取り組み
- (3)「経営力の向上」...創業・起業支援と経営支援・融資制度の充実
- (4)「雇用・就労者への支援の充実」...雇用確保と就労支援の充実

【弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

まち・ひと・しごと創生法(平成26年11月28日施行)に基づき、平成27年9月に策定した弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、5つの基本目標を掲げており、そのうち産業及び雇用面では、「安定した雇用と地域産業のイノベーション」を図る観点から弘前の強みを活かした下記の施策を講じていくこととしております。

- (1)若者と女性の雇用環境の改善
- (2)就労人口の上昇
- (3)地域産業のイノベーションと成長による雇用の創出

今後の
処理方針

弘前市経営計画（なりわいづくり 商工業振興）は、中・長期的な視点から、総合的に地域産業力向上を図る目的で策定されており、いわば市の産業振興計画ともいえるものであります。

本計画の推進にあたっては、地域課題の変化にも機動的に対応しながら、常に有効に機能させるため、広く社会情勢や市民の意向・ニーズ等を把握する「政策効果モニター」や「地域経営アンケート」を実施するとともに、PDCAサイクルの考え方によるマネジメントシステムにより毎年度見直しを行っております。また、市民ニーズに対して機を逸せず即応するため、必要に応じて、年度途中で新規事業を追加するなどの計画の見直しや予算の補正を行っております。

弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、経営計画が導入しているPDCAサイクルのマネジメントシステムにより、計画内容を継続的に改善・向上させていくため、数値目標の達成状況や外部有識者の意見を確認し、総合戦略の効果検証に繋げていきます。そして、その結果を重視しながら、新たな分析結果等も反映させ、毎年度見直しを行っていきます。

以上のことから、ご要望のあった「（仮称）弘前市総合産業振興計画」については、既存の弘前市経営計画及び弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略に包含されるものと考えておりますので、現段階で新たな総合産業振興計画の策定は行わず、これらの経営計画等の着実な推進に努め、計画事業の実施にあたっては、常に社会情勢の動向を注視しながら、商業者・行政・関係機関等が一体となった事業実施に努めてまいります。

担当：商工政策課	政策調整担当	主 幹	竹内 孝行	内線 4 3 2
産業育成課		課長補佐	山本 浩樹	内線 9 1 2
ひろさき未来戦略研究センター	計画マネジメント担当	主 査	金川 浩人	内線 5 3 8

弘前商工会議所要望事項

要望事項 43 各種イベントの効果測定の実施と測定結果の周知等について

要望事項の内容

弘前市ではイベントが数多く開催されておりますが、イベントの中には打ち上げ花火的なものも見受けられる状況にあることから、その効果測定の実施やその結果に基づく継続・中止等の判断の実行並びに測定結果の周知について要望いたします。また、イベントが同じ日に別々の場所で開催されるなどの弊害については、各施設の予約状況の調査による事前調整を行うなど、費用対効果も考慮して効率的に実施していただきますよう要望いたします。

観光振興部 観光政策課

市の処理方針

経緯

市では従来から行っているイベントも数多くありますが、平成22年12月の東北新幹線全線開業や平成23年の弘前城築城400年祭を契機に、交流人口の増加や外貨獲得のため、幅広い分野において新たなイベントを開催しております。

平成27年度は弘前城天守曳屋にスポットを当てた曳屋ウィークを開催し、国内外に弘前市のPRを行ったところであります。

新たなイベントを開催する一方、ひろさき卍フェスティバルは中止するなど、事業の目的や効果を検証し、事業の見直しなどを行っております。

また、市民力による魅力あるまちづくりの推進を図るため、個人市民税の1パーセント相当額を財源に、市民自らが実践するまちづくり、地域づくり活動に係る経費の一部を支援する市民参加型まちづくり1%システムを活用したイベントも数多く開催されているところであります。

今後の処理方針

市が主催するイベントについては、実施後に課題や効果等を検証し、次回以降の実施に反映させるよう努めてまいります。

市以外の者が主催するイベントについては、主催者が期日・会場などの内容を決定しており、市が全てのイベントについて把握することは現実的に難しいものであります。

なお、市からの補助金等が支出されているイベントについては、イベント開催の効果が最大限に発揮される内容として実施するよう主催者に要請してまいります。

担当：観光政策課 4 大まつり振興室 室長 佐藤記一 内線542

弘前商工会議所要望事項

要望事項 44 弘前市の生活保護の適正な運用について

要望事項の内容

地域経済や中小企業を取り巻く環境が依然として厳しい状況が続いているなか、弘前市においては、今後とも生活保護申請の増加が想定されます。
つきましては、生活保護については、その受給問題が全国的に取りざたされており、弘前市においても適正な運用を図っていただきますよう要望いたします。

健康福祉部 生活福祉課

市の処理方針

経緯

全国の生活保護の状況は、平成27年10月時点で、受給世帯が過去最多の1,632,321世帯、受給者数が2,166,019人と、依然として高い水準にあり、これは収入の少ない高齢者世帯の増加が影響しているものとみられます。

当市においても、経済情勢の影響と高齢化の進行により、生活保護受給者は増加しており、平成27年12月1日現在で、保護世帯は3,796世帯、保護受給者は4,625人となっています。

このような中、国では、平成26年7月に生活保護法の一部改正を行いました。その主な内容は、就労による自立支援の促進、健康・生活面等に着眼した支援、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化です。

また、平成27年4月には、生活保護を受けていないが、生活保護に至るおそれがある方を対象とした、生活困窮者自立支援法を制定しました。これを受け、当市でも市社会福祉協議会に委託し、自立支援相談事業、住居確保給付金給付事業、子どもの学習支援事業を行っています。

今後の処理方針

生活保護は国からの法定受託事務でありますので、国の指導に従い、申請相談への対応、保護開始後の受給者の収入や生活状況等の把握を含む生活保護事務を行っているところです。

今後も生活保護法に基づき、適正かつ公平な運用を図ってまいります。

担当：生活福祉課 課長補佐 五十嵐 孝光 内線519

弘前商工会議所要望事項

要望事項 45 公衆用道路の固定資産税非課税基準の緩和について

要望事項の内容

弘前市では、平成27年度から公衆用道路(私道)のうち位置指定道路については、非課税となりました。
 つきましては、位置指定道路として指定を受けることができない公衆用道路(私道)でも、不特定多数の人が利用でき、道路以外の目的での使用ができない公衆用道路(私道)についても、非課税としていただきますよう要望いたします。

財務部 資産税課

市の処理方針

経緯

固定資産税における公共の用に供する道路の非課税の範囲については、地方税法第348条第2項第5号に定められております。

その中で、一般的利用に関して何等の制約を受けていない私道について、公道から他の公道へ連絡している場合は、公共の用に供する道路に該当するため非課税ですが、袋小路である場合や公道から同一の公道に連絡しているような場合は、沿接する宅地の居住者その他利用者が極めて不特定多数にのぼる等の事情により、その利用の実態が広く不特定多数の利用に供されていると認められものを除き、公共の用に供する道路に該当しないものとされております。

このため、私道の形態と利用状況から「公共の用に供する道路」と判断するための基準が必要となることから、本市では下記のとおり規定しています。

いずれの場合も分筆され区域・地番が明確であり、現況も側溝・縁石等で境界が明確であるものとします。

私道であっても、公道から公道に接続する4m以上の道路については非課税とする。

行き止まりの私道であっても幅員4m以上の道路で10区画以上が利用する道路については非課税とする。

上記以外で、4区画以上が利用する幅員4m以上の道路については、私道の補正(6分の1)を適用する。

つまり、の場合は非課税とし、の場合は非課税には該当しませんが、私道補正を適用して課税を行っております。

今後の処理方針

隣接する宅地が少ない道路に対する課税基準については、税の公平性の観点からも本市の現状の基準は妥当なものであると考えております。

担当：資産税課土地係 主幹兼係長 奈良 幸仁 内線545

弘前商工会議所要望事項

要望事項 46

青森空港並びに奥羽本線新青森駅等の利便性向上に係る国、県、関係機関等に対する要望活動について

要望事項の内容

青森空港並びに奥羽本線新青森駅等の利便性向上に係る国、県、関係機関等に対して、弘前市として下記について要望活動を実施していただきますよう要望いたします。

見通しが悪く、トラック同士のすれ違いもできず、渋滞の原因となっている境関・撫牛子間の奥羽線踏切の拡幅工事の実施要望。

奥羽線新青森駅の利便性を高めるための防風・防雪シェルターを設置し、老人、子どもをいたわるためホームの待合室の大型化や増設、また新幹線が運行していても奥羽線が止まっていることがあり、それらに対する対応についてのJR等関係機関への働きかけ。

青森空港の利便性向上

計器着陸装置のカテゴリー が設置されていることを活かし、また、団体観光客の受け入れ態勢を整えるための就航している機体の大型化。

都市環境部 都市政策課
建設部 建設政策課

市の処理方針

経緯

県道松木平撫牛子停車場線の撫牛子踏切の拡幅要望については、これまでも、市政懇談会等により要望が寄せられており、市としましては道路管理者である中南地域県民局に対して拡幅整備の要望を再三申し入れております。（県では平成13年度において、整備に向け事業を進めたものの、一部地権者の協力が得られないことから、これまで整備が実現しないまま、現在に至っております。）

平成22年12月 東北新幹線「新青森駅」開業。
これまで、青森県や沿線市町村と共にJR東日本本社及び秋田支社に対して奥羽本線の複線化や冬期間の安定的な運行等の要望活動を行っております。

平成6年9月 青森 - 羽田間に全日空が就航。
平成15年4月 青森 - 羽田間から全日空が撤退。
平成19年3月 青森空港で「カテゴリー 」の運用開始。
日本航空が青森 - 羽田間に対応機を投入。
平成26年7月 青森 - 札幌間、青森 - 伊丹間に全日空が就航。
平成27年8月 日本航空が青森 - 伊丹間に対応機を投入。
市では、青森県や青森空港ビル(株)等と連携し、青森空港の利便性向上に努めております。

今後の
処理方針

撫牛子踏切の拡幅については、市政懇談会等で本年度も再度要望があり、中南地域県民局に現在の状況を確認したところ、未だ地権者の同意が得られておらず、整備に着手できない状況にあるとのことであります。市としましては、今後も交渉等の推移を見守りながら、拡幅整備の実現に向け働きかけてまいります。

奥羽本線の複線化と、奥羽本線新青森駅の待合空間環境の向上、冬期間の安定的な運行については、引き続き関係機関とともに要望事項の実現に向けてJR東日本へ要望活動を実施してまいります。

機体の大型化による青森空港の利便性向上に関しては、利用率向上が必要不可欠であることから、利用率向上に資する活動を青森県等関係機関と情報交換や情報共有を図りながら働きかけてまいります。

なお、日本航空では昨年8月から青森 - 伊丹間に「カテゴリー」対応機の運行を行っていると同っております。

担当：都市政策課 交通政策推進室 主幹 若松義人 内線 9 1 3
建設政策課 改良係 主幹兼係長 石川竜明 内線 4 1 3

弘前商工会議所要望事項

要望事項 47 弘前ナンバー導入に向けた研究・検討について

要望事項の内容

全国に弘前市の認知度を高める施策の一つとしてのご当地ナンバーの導入については、様々な基準が定められております。
 つきましては、今後の法規制の緩和も視野に入れ、国の動向などを注視しながら、弘前市が先導しての近隣市町村への働きかけによる、ご当地ナンバー導入に向けた検討委員会の設置など、導入に向けた研究・検討の準備を引き続き行っていただきますよう要望いたします。

都市環境部 都市政策課

市の処理方針

経緯

平成16年に一度検討したものの、地域特性や経済圏等に関して、他の地域と区分された一定のまとまりがある地域であり、一般に広く認知された地域であること。また複数市町村の集合が原則。登録されている自動車の数が10万台を超えていること。都道府県内の他の地域名表示の対象地域と比較し、人口、登録自動車数等に関して極端なアンバランスが生じないものであること。
 という基準を満たさなかったことから導入に至っておりません。
 国土交通省の有識者会議において導入基準などについて検討を行った結果、平成25年2月26日から平成25年6月28日まで追加公募が行われたものの、対象地域を管轄する都道府県において、自動車保有関係手続きのワンストップサービスを導入している又は概ね3年以内の導入が道府県として機関決定されており、かつ、具体的な導入計画が策定されていること
 といった条件が新たに設けられたことから、追加申請するための条件を満たしていなかった。なお、青森県ではワンストップサービスが導入されておらず、また、今後3年以内での導入計画もないとのことでした。
 今後の追加申請の受付については現時点で未定となっております。

今後の処理方針

弘前ナンバーが実現すれば、当市の地域振興や観光などの面に多大な効果をもたらすものと期待しているものの、現時点では国において新たな申請受付の予定がないことから、引き続き国等の動向を注視してまいります。

担当：都市政策課 交通政策推進室 主幹 若松義人 内線913

弘前商工会議所要望事項

要望事項 48 地域団体商標登録への支援について

要望事項の内容

平成26年8月の商標法第7条の2の改正により、商工会議所が商標登録主体となることが可能になりました。商標登録することにより地域ブランドについての保護が図られ、地域のモチベーションアップ、模倣品の排除、PR効果など、地域のイメージアップにつながります。

つきましては、今後弘前商工会議所が地域団体商標登録に向けた取り組みを行う場合にはその支援を要望いたします。

商工振興部 商工政策課

市の処理方針

経緯

地域団体商標制度は「地域名+商品・役務名」の文字で構成される地域ブランドを商標として登録し、適切に保護する制度であり、平成18年から導入されております。

平成26年8月からは事業協同組合に加え、商工会、商工会議所、特定非営利活動法人(NPO法人)並びにこれらに相当する外国の法人も地域団体商標の出願をすることができるようになりました。

これにより、組合が存在しない、あるいは弱体化しているなどの理由により、地域団体商標登録できなかった地場産業についても、商工会議所等が中心となって、地域ブランドを保護することが可能となりました。

地域団体商標登録を行うことは、権利者が地域ブランドとして自ら守り育てていくことができることから、地場産業の活性化や地域おこしにも有効な制度であります。

今後の処理方針

貴所のこれまで構築してきた専門家や企業とのネットワークを活用しながら、地域団体商標制度により地域ブランドを保護し、偽物の排除や地場産業の活性化、地域おこしを進めていく事は、市としても地場産業の振興を図るうえで大きな力になると考えております。

今後、地域団体商標登録に向けた具体的な取り組みについて、貴所と協議の上、内容を整理する必要があると考えております。

担当：商工政策課 物産振興室 総括主査 太田 尚亨 内線252

弘前商工会議所要望事項

要望事項 49 「弘前感交劇場」の推進について

要望事項の内容

弘前市が策定した弘前市経営計画の中で、「弘前感交劇場」のコンセプトについては今後の観光施策を進める上での重要なキーワードとして位置づけられております。つきましては、今後の「弘前感交劇場」の推進に当たってはコンセプト自体が弘前市全般にわたる経営戦略であるとの認識のもと弘前感交劇場推進委員会、実務者会議、やわらかネットの定期的な開催について要望いたします。

あわせて、弘前感交劇場のブランドセンターとしての役割の明確化が図られますよう要望いたします。

観光振興部 観光政策課

市の処理方針

経緯

市では平成20年4月に、産学官が連携した組織となる弘前感交劇場推進委員会を設置し、地域一丸となった観光振興を推進しております。

具体的な取り組みについては、実務者によるやわらかネット等で協議しており、おもてなし観光推進に向けた各種団体の取り組みなど、本来取り組むべき組織・団体を中心にした実行委員会形式等で新たな事業を実施してきております。また、平成25年度には、弘前感交劇場推進委員会とやわらかネットを繋ぐ中間的組織として、弘前感交劇場実務者会議を設置し、各団体間で所管する事業などの情報共有に努めてまいりました。

市の総合的な経営プランである「弘前市経営計画」の中では、観光施策を推進する上でのコンセプトとして位置付けており、個別の計画事業としても掲載されております。

今後の処理方針

現在、市における各部署での取り組みが推進されていることに加え、市内の観光関係者及びそれに携わる市民や学生の自発的な議論の場が芽生えてきております。議論をする場を提供するやわらかネットについては事務事業として成熟しているものと捉え、開催を休止している現状です。

また、市の現状として弘前感交劇場を「観光」という分野に特化した施策推進コンセプトとして位置付けていることから、今後の弘前感交劇場そのものの在り方について、関係者と協議し、今後議論を深めて参ります。

担当：観光政策課企画戦略係 主事 高田 俊秀 内線250